

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	14
V	教職大学院の強み、特長	14
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	16
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	17
	基準領域2 教育の課程と方法	20
	基準領域3 学習成果	32
	基準領域4 教育委員会等との連携	36
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	38
	基準領域6 教育研究実施組織	42
	基準領域7 点検評価と情報公表	47
VIII	法令要件事項の確認	49

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻
- (2) 所在地： 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成29年度、 直近の改組等年度 令和7年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在）： 入学定員数 30人

II 教職大学院の目的

<p>表1 ○熊本大学大学院学則【抜粋】 (平成16年4月1日学則第3号) (教育研究上の目的) 第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 2 前項の大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 3 研究科、研究部又は教育部の教育研究上の目的は、それぞれ研究科、研究部又は教育部の規則で定め、公表するものとする。 第4条の2 教職大学院の課程は、理論と実践の往還を通して高度な専門的知識と技能を授け、高度専門職業人としての教員に必要な優れた実践的指導力・展開力を養うことを目的とする。</p>
--

<p>表2 ○熊本大学大学院教育学研究科規則【抜粋】 (平成16年4月1日規則第173号) (教育研究上の目的) 第1条の2 本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力を育成することを目的とする。</p>

表3 教育研究上の目的（大学院課程） 熊本大学HPより引用													
専攻名	目的												
教職大学院の課程	<table border="1"> <tr> <td>教職実践開発専攻</td> <td>学校教育実践高度化コース</td> <td>高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に生徒指導（心身の健康に関する教育を含む）や学級経営・学校経営についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教科教育実践高度化コース</td> <td>高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に教科教育の授業実践開発についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別支援教育実践高度化コース</td> <td>特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する「障害特性の理解」と「指導力」、校内支援体制の「コーディネーター力」、特別支援教育を推進するための「研究力」「開発力」、インクルーシブ教育システムに関する理解等において特に優れ、教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育の国際化実践高度化コース</td> <td>学校や地域の教育を深く理解し、教育の国際化や多様化、外国につながるのある児童・生徒の生活・学習支援、グローバルマインドの育成等にかかわる深い理解と優れた資質能力を持つ高度な教員養成を目的としています。</td> </tr> </table>	教職実践開発専攻	学校教育実践高度化コース	高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に生徒指導（心身の健康に関する教育を含む）や学級経営・学校経営についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。		教科教育実践高度化コース	高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に教科教育の授業実践開発についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。		特別支援教育実践高度化コース	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する「障害特性の理解」と「指導力」、校内支援体制の「コーディネーター力」、特別支援教育を推進するための「研究力」「開発力」、インクルーシブ教育システムに関する理解等において特に優れ、教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。		教育の国際化実践高度化コース	学校や地域の教育を深く理解し、教育の国際化や多様化、外国につながるのある児童・生徒の生活・学習支援、グローバルマインドの育成等にかかわる深い理解と優れた資質能力を持つ高度な教員養成を目的としています。
	教職実践開発専攻	学校教育実践高度化コース	高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に生徒指導（心身の健康に関する教育を含む）や学級経営・学校経営についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。										
		教科教育実践高度化コース	高度な「授業力」「生徒指導力」「経営力」と、それらを基盤として支える「研究力」「開発力」（特に教科教育の授業実践開発についての深い理解と高度な資質・能力）を有し、学校教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。										
		特別支援教育実践高度化コース	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する「障害特性の理解」と「指導力」、校内支援体制の「コーディネーター力」、特別支援教育を推進するための「研究力」「開発力」、インクルーシブ教育システムに関する理解等において特に優れ、教育の質の向上に貢献し、学校改革を牽引・マネジメントしうる教員の養成を目的とします。										
	教育の国際化実践高度化コース	学校や地域の教育を深く理解し、教育の国際化や多様化、外国につながるのある児童・生徒の生活・学習支援、グローバルマインドの育成等にかかわる深い理解と優れた資質能力を持つ高度な教員養成を目的としています。											

III 教職大学院の3つのポリシー

前回評価以降、学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース及び特別支援教育実践高度化コースの3ポリシーの改定(内容は、文言の整理に伴うもの)を行うとともに、令和7年4月1日付け教育の国際化実践高度化コースの3つのポリシーを制定した。

● 学校教育実践高度化コース

(1) ディプロマ・ポリシー (令和2年4月1日制定) (令和7年4月1日改定)

① 学位授与の要件

- ・ 当該課程の標準修業年限2年以上在学し、共通科目20単位、教育実践研究科目10単位、専門科目18単位、合計48単位以上を修得すること。
- ・ 研究報告書を作成し、教職実践開発専攻の審査委員会の審査に合格すると、本コースを修了することができる。修了した者には、教職修士(専門職)の学位が授与される。

② 修得すべき知識・能力

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

- ・ 教育現場でチームとしての仕事を組織しリーダーシップを発揮するための創造力及び学校改革のマネジメントに関与する能力を修得している。
- ・ 授業実践、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営に関する高度な専門的知識と研究開発力を持っている。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

- ・ 現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付けている。
- ・ 教育関連諸科学の知見を動員して、教育現場の複雑な問題を解決する能力を修得している。

3. グローバルな視野と行動力

- ・ グローバル化の中で、学校や地域が直面する現代的な教育課題に対応するための高度な専門知識と幅広い視野を有している。
- ・ グローバル化を視野に入れた授業実践、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営など学校現場における課題解決のための積極的な行動力とコミュニケーション能力を持っている。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

- ・ 学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、地域の問題解決の方法を開発する能力を身に付けている。
- ・ 地域に貢献し、学校現場・地域における指導的人材として活躍できる。

(2) カリキュラム・ポリシー (令和2年4月1日制定) (令和7年4月1日改定)

① 全体の方針

本コースは、教育実践に関する専門的知識・技能を深化させて資質・能力(コンピテンシー)を育成する研究、新しい分野の指導方法や学校・地域の課題解決法の開発などに関する研究力と開発力に支えられた高度な教育実践力を備えた人材を育成するための理論と実践の往還を特徴とするカリキュラムを編成する。

② 教育課程編成の方針(「修得すべき知識・能力」への対応)

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

授業実践、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営に関する高度な専門的知識と研究開

発力を持ち、教育現場でチームとしての仕事を組織しリーダーシップを発揮するための創造力及び学校改革のマネジメントに関与する能力を修得するためのカリキュラムを編成する。

具体的には、重点領域 A 授業実践開発に関する授業科目として、教科等の授業開発・実践研究 I・II 等 26 科目（うち 4 単位選択必修）、重点領域 B 生徒指導・教育相談・学校保健等に関する 6 科目と学校経営に関する 3 科目（うち 8 単位選択必修）を開講し、教育実践研究と有機的に関連づけた理論と実践の往還を実現する教育課程により、学校教育全般に関する専門知識と研究開発力、「チーム学校」やカリキュラムマネジメントに関する資質・能力を高められるカリキュラムを編成する。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付け、教育関連諸科学の知見を動員して、教育現場の複雑な問題を解決する能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、共通科目において、共通 5 領域（教育課程の編成・実施、実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営、学校教育と教員の在り方）を学際的に幅広く学ぶとともに、インクルーシブ教育システム論、ネット教育コミュニケーション論の 2 科目を学際的な複合領域として、共通科目に位置づけ、教育現場の複雑な問題に対応できる能力を育成できるカリキュラムを編成する。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル化の中で、学校や地域が直面する現代的な教育課題に対応するための高度な専門知識と幅広い視野を有し、授業実践、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営など学校現場における課題解決のための積極的な行動力を育成し、課題解決のためのコミュニケーション能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、グローバル社会を生きていく未来の子どもを育てるために、外国人教師との TT（チーム・ティーチング）によりクラスルームイングリッシュや協働的な学び（collaborative learning）に関するスキルを高める「21 世紀型能力（確かな学力）」を育成する協働的な学びの授業デザイン」や「小学校英語活動の授業デザイン」、グローバル化の中で重視される ICT の効果的な活用やメディアリテラシーに関する「ICT 教育実践論」等の授業科目を共通科目として位置づけるなど、グローバルな視野とコミュニケーション力・行動力の育成に資するカリキュラムを編成する。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、地域の問題解決の方法を開発し、地域貢献に資する能力及び学校現場・地域における指導の人材として活躍する能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、学校と地域社会（地域と共にある学校づくり）（共通科目）、学校と家庭・地域の連携構築（重点領域 B）などの授業を開講し、地域社会やこれからの学校を牽引するスクールリーダーとしての資質を育成するカリキュラムを編成する。

③ 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- ・ 様々な専門性を有する研究者教員と実務家教員が関われるように、多くの授業を、オムニバス方式ではなく共同開講の方式にしている。
- ・ 主体的で対話的に学ぶことを重視し、ディスカッションや発表の時間などを多くとっている。
- ・ 教育実践研究（実習）を 10 単位設定して、常に、大学院生が、教育現場で学べる体制をとっている。
- ・ 教育実践研究における実習場所は、学校だけでなく、不登校児童・生徒の適応指導教室、非行少年の支援施設、情緒障害児短期療養施設等も設定している。これらの施設で学んだ大学院生は、心理学や教育学を

専門とする教員と振り返りミーティングをもち、理論と実践の往還を体験する。

- ・ 大学院生が、地域や学校現場に積極的に出向いて行き、そこで起こっている問題を現場の人と一緒に考える授業も複数開講している。

④ 学修成果の評価の方針

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、教育実践研究の取組状況、研究報告書の作成状況、取得単位数、GPA等を可視化することによって、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を測定・評価する。また、研究報告書については、研究報告書の評価基準を明示し、その基準に基づき適切に評価する。

- ・ どの授業においても、試験、レポート、授業への積極的関与などの複数の視点から、総合的に評価する。
- ・ どの授業においても複数の教員の意見を総合して、一人一人の大学院生の評価点を決定する。
- ・ 教職実践研究の評価については、普段の指導、日誌、実習先の先生方からの情報などを元に指導教員が作成した原案を教職大学院運営委員会に提出し、委員会で様々な専門性を持った教員が総合的に評価をする。

(3) アドミッション・ポリシー（令和2年4月1日制定）（令和7年4月1日改定）

◆ 求める学生像

本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力の育成を目的とする。

本専攻では、学校教育の現場や教育委員会との密接な連携に基づき、学部からの進学者及び現職教員が理論と実践の往還を通して相互に刺激し合いながら教員としての力量を高めていく場を創出し、今後の初等・中等教育の牽引者となりうる人材（優れた新人教員及び中核的中堅教員）を養成する。

こうした目的を達成するために、以下のような人を広く求める。

〈本専攻が求める3つの学生像〉

1. 専門性の高い教員をめざす人
2. 教員に求められる必要な資質・能力を有する人
3. 教育に関する高度な研究への情熱を有する人

さらに、学校教育実践高度化コースは、学校や地域の教育における授業実践開発、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営に関わる深い理解と優れた資質・能力を持つ高度な教員の養成を目的とするため、本専攻が求める上記3つの学生像に加えて、授業実践開発、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営に関する基礎的専門知識を有する人を求める。

◆ 入学者選抜の基本方針

本専攻では、求める学生像に適合する人材を選抜するために、論述試験と口述試験を実施する。

論述試験では、「学校教育」に関する科目を必須とし、さらに、コースに必要な基礎的専門知識を判定するために、学校教育実践高度化コースでは、「学校教育」の3領域（授業実践開発、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営）のうちの1領域または「養護教育」（保健室経営を中心に学ぶ場合）の科目を課す。

なお、所属機関や熊本県・市の教育委員会から推薦を得られた現職教員や教員採用試験に合格した学部新卒学生等は、論述試験を免除する。

口述試験では、すべての受験生が事前に提出した「学修計画書」の内容や意図等を確認するとともに、本専攻や各コースが求める学生像の観点から、入学の目的、必要な資質・能力、関心・意欲等を判定する。なお、口述試験は、専門の異なる複数の面接官により点数化を行う。

●教科教育実践高度化コース

(1) ディプロマ・ポリシー (令和2年4月1日制定) (令和7年4月1日改定)

① 学位授与の要件

- ・ 当該課程の標準修業年限2年以上在学し、共通科目20単位、教育実践研究科目10単位、専門科目18単位、合計48単位以上を修得すること。
- ・ 研究報告書を作成し、教職実践開発専攻の審査委員会の審査に合格すると、本コースを修了することができる。修了した者には、教職修士(専門職)の学位が授与される。

② 修得すべき知識・能力

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

- ・ 学校や地域の教育を深く理解し、教科教育の授業実践開発及びカリキュラム開発に関する高度な専門的力量と研究開発力を持っている。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

- ・ 現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付けている。
- ・ 教科教育学の知見を動員して、各教科の特性を理解するとともに教科横断的・総合的な授業開発・実践等に挑戦できる能力を修得している。

3. グローバルな視野と行動力

- ・ グローバル化の中で、教科に求められる新しい授業実践に対応しようとする幅広い視野と行動力を有している。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

- ・ 教科の指導や新しい高度な授業開発において、地域に貢献し、学校を牽引できるリーダーとしての資質を修得している。

(2) カリキュラム・ポリシー (令和2年4月1日制定) (令和7年4月1日改定)

① 全体の方針

本コースは、教育実践に関する専門的知識・技能を深化させて資質・能力(コンピテンシー)を育成する研究、新しい分野の指導方法や学校・地域の課題解決法の開発などに関する研究力と開発力に支えられた高度な教育実践力を備えた人材を育成するための理論と実践の往還を特徴とするカリキュラムを編成する。

② 教育課程編成の方針(「修得すべき知識・能力」への対応)

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

学校や地域の教育を深く理解し、教科教育の授業実践開発及びカリキュラム開発に関する高度な専門的力量と研究開発力を修得するカリキュラムを編成する。

具体的には、重点領域A 授業実践開発に関する授業科目として、教科等の授業開発・実践研究Ⅰ～Ⅳ等46科目(うち8単位選択必修)、重点領域B 生徒指導・教育相談・学校保健等に関する5科目と学校経営に関する3科目(うち4単位選択必修)を開講し、教育実践研究と有機的に関連づけた理論と実践の往還を実現する教育課程により、学校全体の教育活動やカリキュラムマネジメントを視野に入れながら、特定の専門教科について、教科の見方・考え方、授業開発、授業分析、学習評価等の諸観点に関する深い学びを実現させるカリキュラムを編成する。さらに、実践課題研究に取り組むことにより、教科の指導に関する高度な専門的力量と研究開発力が修得できるカリキュラム編成とする。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付けるとともに、教科教育学の知見を動員して、各教科の特性を理解するとともに教科横断的・総合的な授業開発・実践等に挑戦できる能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、共通科目において、共通5領域（教育課程の編成・実施、実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営、学校教育と教員の在り方）を学際的に幅広く学ぶとともに、インクルーシブ教育システム論、ネット教育コミュニケーション論の2科目を学際的な複合領域として、共通科目に位置づけ、教育現場の複雑な問題に対応しながら、新しい教科の授業開発・実践等に挑戦できるカリキュラムを編成する。また、教科の指導法と教科専門の教員とのTT（ティーム・ティーチング）による授業、学生自らが専門的に学ぶ教科以外の教科の授業開発・実践についても学び合う授業や実践発表の機会を確保し、教科横断的で総合的な教科観・授業開発・実践等に資するカリキュラムを編成する。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル化の中で、教科に求められる新しい授業実践に対応しようとする幅広い視野と行動力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、グローバル社会を生きていく未来の子どもを育てるために、外国人教師とのTT（ティーム・ティーチング）によりクラスルームイングリッシュや協働的な学び（collaborative learning）に関するスキルを高める「21世紀型能力（確かな学力）」を育成する協働的な学びの授業デザイン」や「小学校英語活動の授業デザイン」、グローバル化の中で重視されるICTの効果的な活用やメディアリテラシーに関する「ICT教育実践論」等の授業科目を共通科目として位置づけ、グローバルな視野とコミュニケーション力・行動力の育成に資するとともに、教科の新しい授業開発・実践に生かせるカリキュラムを編成する。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

教科の指導や新しい高度な授業開発において、地域に貢献し、学校を牽引できるリーダーとしての資質を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、学校と地域社会（地域と共にある学校づくり）（共通科目）、学校と家庭・地域の連携構築（重点領域B）などの授業を開講し、地域社会やこれからの学校を牽引するスクールリーダーとしての資質を育成するとともに、教科の指導や新しい高度な授業開発に生かせるカリキュラムを編成する。

③ 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- ・ 様々な専門性を有する研究者教員と実務家教員、教科の指導法の担当教員と教科専門等の担当教員が関わられるように、多くの授業を、オムニバス方式ではなく共同開講の方式にしている。
- ・ 主体的で対話的に学ぶことを重視し、ディスカッションや発表の時間などを多くとっている。
- ・ 教育実践研究（実習）を10単位設定して、常に、大学院生が、教育現場で学べる体制をとっている。
- ・ 教育実践研究における実習場所は、学校だけでなく、不登校児童・生徒の適応指導教室、非行少年の支援施設、情緒障害児短期療養施設等も設定している。これらの施設で学んだ大学院生は、心理学や教育学を専門とする教員と振り返りミーティングをもち、理論と実践の往還を体験する。
- ・ 大学院生が、地域や学校現場に積極的に出向いて行き、そこで起こっている問題を現場の人と一緒に考える授業も複数開講している。

④ 学修成果の評価の方針

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、教育実践研究の取組状況、研究報告書の作成状況、取得単位数、GPA等を可視化することによって、教育課程全体を通じた学修成果の達成

状況を測定・評価する。また、研究報告書については、研究報告書の評価基準を明示し、その基準に基づき適切に評価する。

- ・ どの授業においても、試験、レポート、授業への積極的関与などの複数の視点から、総合的に評価する。
- ・ どの授業においても複数の教員の意見を総合して、一人一人の大学院生の評価点を決定する。
- ・ 教職実践研究の評価については、普段の指導、日誌、実習先の先生方からの情報などを元に指導教員が作成した原案を教職大学院運営委員会に提出し、委員会で様々な専門性を持った教員が総合的に評価をする。

(3) アドミッション・ポリシー（令和2年4月1日制定）（令和7年4月1日改定）

◆ 求める学生像

本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力の育成を目的とする。

本専攻では、学校教育の現場や教育委員会との密接な連携に基づき、学部からの進学者及び現職教員が理論と実践の往還を通して相互に刺激し合いながら教員としての力量を高めていく場を創出し、今後の初等・中等教育の牽引者となりうる人材（優れた新人教員及び中核的中堅教員）を養成する。

こうした目的を達成するために、以下のような人を広く求める。

〈本専攻が求める3つの学生像〉

1. 専門性の高い教員をめざす人
2. 教員に求められる必要な資質・能力を有する人
3. 教育に関する高度な研究への情熱を有する人

さらに、教科教育実践高度化コースは、学校や地域の教育を深く理解し、教科教育の授業実践開発についての深い理解と優れた資質・能力を持つ高度な教員の養成を目的とするため、本専攻が求める上記3つの学生像に加えて、教科教育に関する基礎的専門知識を有する人を求める。

◆ 入学者選抜の基本方針

本専攻では、求める学生像に適合する人材を選抜するために、論述試験と口述試験を実施する。

論述試験では、「学校教育」に関する科目を必須とし、コースに必要な基礎的専門知識を判定するために、教科教育実践高度化コースでは「教科教育」1教科の科目を課す。

なお、所属機関や熊本県・市の教育委員会から推薦を得られた現職教員や教員採用試験に合格した学部新卒学生等は、論述試験を免除する。

口述試験では、すべての受験生が事前に提出した「学修計画書」の内容や意図等を確認するとともに、本専攻や各コースが求める学生像の観点から、入学の目的、必要な資質・能力、関心・意欲等を判定する。

なお、口述試験は、専門の異なる複数の面接官により点数化を行う。

●特別支援教育実践高度化コース

(1) ディプロマ・ポリシー（令和2年4月1日制定）（令和7年4月1日改定）

① 学位授与の要件

- ・ 当該課程の標準修業年限2年以上在学し、共通科目20単位、教育実践研究科目10単位、専門科目20単位、合計50単位以上を修得すること。
- ・ 研究報告書を作成し、教職実践開発専攻の審査委員会の審査に合格すると、本コースを修了することができる。修了した者には、教職修士（専門職）の学位が授与される。

② 修得すべき知識・能力

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

- ・ 学校や地域の教育を深く理解し、特別支援教育に関する高度な専門的力量及び校内支援体制のコーディネート力、インクルーシブ教育システムに関する専門的知識と研究開発力を持っている。
- 2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力
 - ・ 現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付けている。
 - ・ 特別支援教育に関連する諸科学の知見を動員して、特別な支援を必要とする子どもに応じたより高度な問題を解決する能力を修得している。
- 3. グローバルな視野と行動力
 - ・ グローバル化の中で、学校や地域の特別支援教育の充実に資する幅広い視野と行動力を有している。
- 4. 地域社会を牽引するリーダー力
 - ・ 学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、地域の問題解決の方法を開発する能力を身に付けている。
 - ・ 特別支援教育に関連する分野において、地域に貢献し、学校を牽引できるリーダーとしての資質を修得している。

(2) カリキュラム・ポリシー（令和2年4月1日制定）（令和7年4月1日改定）

① 全体の方針

本コースは、教育実践に関する専門的知識・技能を深化させて資質・能力（コンピテンシー）を育成する研究、新しい分野の指導方法や学校・地域の課題解決法の開発などに関する研究力と開発力に支えられた高度な教育実践力を備えた人材を育成するための理論と実践の往還を特徴とするカリキュラムを編成する。

② 教育課程編成の方針（「修得すべき知識・能力」への対応）

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

学校や地域の教育を深く理解し、特別支援教育に関する高度な専門的力量及び校内支援体制コーディネート力、インクルーシブ教育システムに関する専門的知識と研究開発力を修得するカリキュラムを編成する。

具体的には、重点領域 C 特別支援教育システムと障害理解に関する授業科目として4科目（うち6単位選択必修）、重点領域 D 特別支援教育指導法に関する3科目と特別支援教育コーディネートに関する3科目（うち8単位選択必修）を開講し、教育実践研究・特別支援教育実践研究と有機的に関連づけた理論と実践の往還を実現する教育課程により、学校全体の教育活動やカリキュラムマネジメントを視野に入れながら、特別支援教育に関する高度な専門的力量及び校内支援体制のコーディネート力、インクルーシブ教育システムに関する専門的知識と研究開発力が修得できるカリキュラムを編成する。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付け、特別支援教育に関連する諸科学の知見を動員して、特別な支援を必要とする子どもに対する高度な問題を解決する能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、共通科目において、共通5領域（教育課程の編成・実施、実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営、学校教育と教員の在り方）を学際的に幅広く学ぶとともに、インクルーシブ教育システム論、ネット教育コミュニケーション論の2科目を学際的な複合領域として、共通科目に位置づけ、教育現場の複雑な問題に対応しながら、特別な支援を必要とする子どもに対する高度な問題解決力を育成するカリキュラムを編成する。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル化の中で、現代社会が直面する特別支援教育に関する教育問題に対応するための高度な専門知識と幅広い視野と行動力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、グローバル社会を生きていく未来の子どもを育てるために、外国人教師との TT（ティーム・ティーチング）によりクラスルームイングリッシュや協働的な学び（collaborative learning）に関するスキルを高める「21 世紀型能力（確かな学力）」を育成する協働的な学びの授業デザイン」や「小学校英語活動の授業デザイン」、グローバル化の中で重視される ICT の効果的な活用やメディアリテラシーに関する「ICT 教育実践論」等の授業科目を共通科目として位置づけるなど、特別支援教育に関するグローバルな視野とコミュニケーション力・行動力の育成に資するカリキュラムを編成する。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、地域の問題解決の方法を開発し、特別支援教育に関連する分野において、地域に貢献し、学校を牽引できるリーダー力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、学校と地域社会（地域と共にある学校づくり）（共通科目）、特別支援教育コーディネーターに関する科目（重点領域 D）などの授業を開講し、特別支援教育に関する分野において、地域社会やこれからの学校を牽引するスクールリーダーとしての資質を育成するカリキュラムを編成する。

③ 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- ・ 様々な専門性を有する研究者教員と実務家教員が関わられるように、多くの授業を、オムニバス方式ではなく共同開講の方式にしている。
- ・ 主体的で対話的に学ぶことを重視し、ディスカッションや発表の時間などを多くとっている。
- ・ 教育実践研究（実習）を 10 単位設定して、常に、大学院生が、教育現場で学べる体制をとっている。
- ・ 教育実践研究における実習場所は、学校だけでなく、不登校児童・生徒の適応指導教室、非行少年の支援施設、情緒障害児短期療養施設等も設定している。これらの施設で学んだ大学院生は、心理学や教育学を専門とする教員と振り返りミーティングをもち、理論と実践の往還を体験する。
- ・ 大学院生が、地域や学校現場に積極的に出向いて行き、そこで起こっている問題を現場の人と一緒に考える授業も複数開講している。

④ 学修成果の評価の方針

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、教育実践研究・特別支援教育実践研究の取組状況、研究報告書の作成状況、取得単位数、GPA 等を可視化することによって、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を測定・評価する。また、研究報告書については、研究報告書の評価基準を明示し、その基準に基づき適切に評価する。

- ・ どの授業においても、試験、レポート、授業への積極的関与などの複数の視点から、総合的に評価する。
 - ・ どの授業においても複数の教員の意見を総合して、一人一人の大学院生の評価点を決定する。
 - ・ 教職実践研究の評価については、普段の指導、日誌、実習先の先生方からの情報などを元に指導教員が作成した原案を教職大学院運営委員会に提出し、委員会で様々な専門性を持った教員が総合的に評価をする。
- (3) アドミッション・ポリシー（令和 2 年 4 月 1 日制定）（令和 7 年 4 月 1 日改定）

◆ 求める学生像

本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力の育成を目的とする。

本専攻では、学校教育の現場や教育委員会との密接な連携に基づき、学部からの進学者及び現職教員が

理論と実践の往還を通して相互に刺激し合いながら教員としての力量を高めていく場を創出し、今後の初等・中等教育の牽引者となりうる人材（優れた新人教員及び中核的中堅教員）を養成する。

こうした目的を達成するために、以下のような人を広く求める。

〈本専攻が求める3つの学生像〉

1. 専門性の高い教員をめざす人
2. 教員に求められる必要な資質・能力を有する人
3. 教育に関する高度な研究への情熱を有する人

さらに、特別支援教育実践高度化コースは、学校や地域の教育を深く理解し、特別支援教育に関わる深い理解と優れた資質・能力を持つ高度な教員の養成を目的とするため、本専攻が求める上記3つの学生像に加えて、特別支援教育に関する基礎的専門知識を有する人を求める。

◆ 入学者選抜の基本方針

本専攻では、求める学生像に適合する人材を選抜するために、論述試験と口述試験を実施する。

論述試験では、「学校教育」に関する科目を必須とし、コースに必要な基礎的専門知識を判定するために、特別支援教育実践高度化コースでは「特別支援教育」の科目を課す。

なお、所属機関や熊本県・市の教育委員会から推薦を得られた現職教員や教員採用試験に合格した学部新卒学生等は、論述試験を免除する。

口述試験では、すべての受験生が事前に提出した「学修計画書」の内容や意図等を確認するとともに、本専攻や各コースが求める学生像の観点から、入学の目的、必要な資質・能力、関心・意欲等を判定する。なお、口述試験は、専門の異なる複数の面接官により点数化を行う。

●教育の国際化実践高度化コース

(1) ディプロマ・ポリシー（令和7年4月1日制定）

① 学位授与の要件

- ・ 当該課程の標準修業年限2年以上在学し、共通科目20単位、教育実践研究科目10単位、専門科目18単位、合計48単位以上を修得すること。
- ・ 研究報告書を作成し、教職実践開発専攻の審査委員会の審査に合格すると、本コースを修了することができる。修了した者には、教職修士（専門職）の学位が授与される。

② 修得すべき知識・能力

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

- ・ 外国人児童生徒が急増している国・公・私立の教育現場でチームとしての仕事を組織しリーダーシップを発揮するための創造力及び学校改革のマネジメントに関与する能力を修得している。
- ・ 適切な生活支援や発達・学習支援に係る深い理解と優れた資質能力（グローバルマインド）を備え、外国人児童生徒と日本人児童生徒が共に学び合う教育を実施するために必要な教育の方法（英語と日本語によるイマージョン教育）を修得している。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

- ・ 現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付けている。
- ・ 外国につながる児童生徒の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、児童生徒の文化や発達段階等に応じた学習支援や生活支援を実施する能力を修得している。

3. グローバルな視野と行動力

- ・ 国際化に向けて急速に変化しつつある学校や地域が直面する現代的な教育課題に対応するための高度な専門知識と幅広い視野を有している。
- ・ グローバル化を視野に入れた授業実践、生徒指導・教育相談、学級経営・保健室経営・学校経営など学校現場における課題解決のための積極的な行動力やコミュニケーション能力を持っている。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

- ・ 学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、教育の国際化に係る諸課題への対応も含めた地域の問題解決の方法を開発する能力を身に付けて、日本語と英語を駆使しながら外国につながる児童生徒に対して適切な生活支援や発達段階に応じた学習支援ができる。
- ・ グローバル化が進む地域に貢献し、学校現場・地域における指導的人材として活躍できる。

(2) カリキュラム・ポリシー（令和7年4月1日制定）

① 全体の方針

本コースは、教育実践に関する専門的知識・技能を深化させて資質・能力（コンピテンシー）を育成する研究、新しい分野の指導方法や学校・地域の課題解決法の開発などに関する研究力と開発力に支えられた高度な教育実践力を備えた人材を育成するための理論と実践の往還を特徴とするカリキュラムを編成する。

② 教育課程編成の方針（「修得すべき知識・能力」への対応）

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

国際化に向けて急速に変化しつつある地域や学校が直面する現代的な教育課題を深く理解し、外国人児童生徒と日本人児童生徒が共に学び合う教育を実施するために必要な教育の方法（英語と日本語によるイメージ教育）を修得するためのカリキュラムを編成する。さらに、外国につながる児童生徒に対して日本語と英語を駆使しながら適切な生活支援の方法や発達段階に応じた学習支援の方法を修得するためのカリキュラムを編成する。

具体的には、重点領域A 授業実践開発に関する授業科目として、教科等の授業開発・実践研究Ⅰ・Ⅱ等26科目（うち4単位選択必修）、重点領域E イメージ教育に関する3科目と外国語コミュニケーション実践に関する3科目（うち8単位選択必修）を開講し、教育実践研究（附属学校国際クラスでの教育実習、海外公立学校等での教育研修を含む）と有機的に関連づけた理論と実践の往還を実現する教育課程により、教育の国際化全般に関する専門知識と研究開発力、外国につながる児童生徒の理解と生活・発達・学習支援に関する資質・能力を高められるカリキュラムを編成する。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

現代社会の変化、教職科学の進歩、子どもの変容など幅広い課題に対応できる高度で普遍的な教養を身に付け、英語と日本語によるイメージ教育や母語の発達段階に応じた生活支援や学習支援に係る教育関連諸科学の知見を動員して、国際化が進む教育現場の複雑な問題を解決する能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、共通科目において、共通5領域（教育課程の編成・実施、実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営、学校教育と教員の在り方）を学際的に幅広く学ぶとともに、インクルーシブ教育システム論、ネット教育コミュニケーション論の2科目を学際的な複合領域として、共通科目に位置づけ、教育現場の複雑な問題に対応できる能力を育成できるカリキュラムを編成する。

併せて、外国人児童生徒の適切な生活支援・学習支援に係る資質能力を高めるために、学校現場における具体化された場面設定により、英語と日本語を使いながら課題解決に資するコミュニケーション能力を

身に付けるカリキュラムを編成する。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル化の中で、学校や地域が直面する教育課題に対応するため、共通科目群においても外国人教師とのTT(ティーム・ティーチング)によりクラスルームイングリッシュや協働的な学び(collaborative learning)に関するスキルを高める「21世紀型能力(確かな学力)」を育成する協働的な学びの授業デザインや「小学校英語活動の授業デザイン」、グローバル化の中で重視されるICTの効果的な活用やメディアリテラシーに関する「ICT教育実践論」等の授業科目を共通科目として位置づけるなど、グローバルな視野とコミュニケーション力・行動力の育成に資するカリキュラムを編成する。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

学校・地域・家庭との連携を密にして、学校と地域との交流を深め、地域の問題解決の方法を開発し、地域貢献に資する能力及び学校現場・地域における指導的人材として活躍する能力を育成するカリキュラムを編成する。

具体的には、学校と地域社会(地域と共にある学校づくり)(共通科目)、教育の国際化実践研究(教育実践研究科目)、イマージョン教育実践研究(重点領域E)などの授業を開講し、外国人児童生徒の増加に伴い国際化への対応が求められる地域社会やこれからの学校を牽引するスクールリーダーとしての資質を育成するカリキュラムを編成する。

③ 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- ・ 様々な専門性を有する研究者教員と実務家教員が関わられるように、多くの授業を、オムニバス方式ではなく共同開講の方式にしている。
- ・ 主体的で対話的に学ぶことを重視し、ディスカッションや発表の時間などを多くとっている。
- ・ 教育実践研究(実習)を10単位設定して、常に、大学院生が、教育現場で学べる体制をとっている。
- ・ 教育実践研究における実習場所は、学校だけでなく、不登校児童・生徒の適応指導教室、非行少年の支援施設、情緒障害児短期療養施設等も設定している。これらの施設で学んだ大学院生は、心理学や教育学を専門とする教員と振り返りミーティングをもち、理論と実践の往還を体験する。
- ・ 大学院生が、地域や学校現場に積極的に出向いて行き、そこで起こっている問題を現場の人と一緒に考える授業も複数開講している。

④ 学修成果の評価の方針

カリキュラム・ポリシーに沿って実施される各授業科目の学修成果、教育実践研究の取組状況、研究報告書の作成状況、取得単位数、GPA等を可視化することによって、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を測定・評価する。また、研究報告書については、研究報告書の評価基準を明示し、その基準に基づき適切に評価する。

- ・ どの授業においても、試験、レポート、授業への積極的関与などの複数の視点から、総合的に評価する。
- ・ どの授業においても複数の教員の意見を総合して、一人一人の大学院生の評価点を決定する。
- ・ 教職実践研究の評価については、普段の指導、日誌、実習先の先生方からの情報などを元に指導教員が作成した原案を教職大学院運営委員会に提出し、委員会で様々な専門性を持った教員が総合的に評価をする。

(3) アドミッション・ポリシー(令和7年4月1日制定)

◆ 求める学生像

本研究科は、理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力の育成を目的とする。

本専攻では、学校教育の現場や教育委員会との密接な連携に基づき、学部からの進学者及び現職教員が

理論と実践の往還を通して相互に刺激し合いながら教員としての力量を高めていく場を創出し、今後の初等・中等教育の牽引者となりうる人材（優れた新人教員及び中核的中堅教員）を養成する。

こうした目的を達成するために、以下のような人を広く求める。

〈本専攻が求める3つの学生像〉

1. 専門性の高い教員をめざす人
2. 教員に求められる必要な資質・能力を有する人
3. 教育に関する高度な研究への情熱を有する人

さらに、教育の国際化実践高度化コースは、学校や地域の教育を深く理解し、教育の国際化や多様化、外国につながるある児童生徒の生活・学習支援、グローバルマインドの育成等に関わる深い理解と優れた資質能力を持つ高度な教員の養成を目的とするため、本専攻が求める上記3つの学生像に加えて、教育の国際化やグローバル教育支援に関する基礎的専門知識を有する人を求める。

◆ 入学者選抜の基本方針

本専攻では、求める学生像に適合する人材を選抜するために、論述試験と口述試験を実施する。

論述試験では、「学校教育」に関する科目を必須とし、コースに必要な基礎的専門知識を判定するために、教育の国際化実践高度化コースでは、「教育の国際化」の1科目を課す。

なお、所属機関や熊本県・市の教育委員会から推薦を得られた現職教員や教員採用試験に合格した学部新卒学生等は、論述試験を免除する。

口述試験では、すべての受験生が事前に提出した「学修計画書」の内容や意図等を確認するとともに、本専攻や各コースが求める学生像の観点から、入学の目的、必要な資質・能力、関心・意欲等を判定する。なお、口述試験は、専門の異なる複数の面接官により点数化を行う。

IV 前回評価からの状況・経緯

令和4年度に文部科学省に申請した事業である「ポストコロナのGIGAスクールに照準を合わせた『教師が育つ』校内研修・授業研究モデルの開発及び普及」と「シリコンアイランド九州の中心で外国人材の受入れ・共生を支える教員等養成・研修プログラム@教職大学院」の2つが採択され、令和5年度はそれらを実施した。このうち、後者のプログラムは、熊本大学履修証明プログラムとして、令和6年度以降も受講生を募って実施している。この履修証明プログラムで学んだ者が、その学びを活かせる人事配置となるよう熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会に依頼を行った。

教育現場が国際化していくことに対応するために、令和7年度に『教育の国際化実践高度化コース』（国際化コース）を設立してイメージ教育ができる教員の養成を行っている。それに備えて、令和6年度は、国際化コースのカリキュラムを整え教員確保にも努めた上で、入試を実施したところである（受験者数48名、合格者数34名、入学者数32名）。

V 教職大学院の強み、特長

(1) 4コース制の導入

本教職大学院は、「生徒指導・教育相談」「学校経営」に重点を置く【学校教育実践高度化コース】、「授業実践開発」に重点を置く【教科教育実践高度化コース】及び「特別支援教育」に重点を置く【特別支援教育実践高度化コース】からなる3コース制であったが、近年、外国につながるのある児童生徒が急増している状況において適切な教育環境を確保するため、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められていることから、令和7年4月には、教育学部地域教員希望枠（国際枠）の卒業生の更なる教育の国際化に向けた教員としての力量を形成するコースとして【教育の国際化実践高度化コース】を追加した。これにより、教育の国際化を含む学校改革を牽引しうる優れた（現職教員の場合には高度な）力量を持ち、それぞれが学校現場において中心的に担う分野について特に優れた（現職教員の場合には特に高度な）資質・能力を有する教員を養成する体制を整えた。

(2) 理論と実践の往還・融合を通じた高度な教員養成

4つのコースにおいて、開設以来の理念である現職教員学生と学部新卒学生、研究者教員と実務家教員の相互刺激と学び合いや共通科目における総合的・統合的な力量形成を引き続き重視しながら、理論と実践の往還・融合を通じた高度な教員養成を行っている。

(3) 充実した教員構成と複数の教員のグループによる指導体制

本教職大学院は、設置基準上、専任教員を13名以上、そのうち6名以上を実務家教員としなければならないが、教育学研究科所属教員59名を教職大学院の専任教員とし、そのうち実務家教員として熊本県・市教育委員会との人事交流による教授、准教授各1名、熊本県・市の退職教員（シニア教授）4名の計6名を含み、設置基準上の必要人員を十分満たした教員構成となっている。専任教員の25%以上が学校現場での勤務経験を有するほか、附属学校園からの非常勤講師を配置し、研究者教員及び実務家教員、指導法の担当教員及び教科専門等の担当教員がペア又はグループを組んで授業を担当することで、理論と実践の往還・融合を通じた高度な教員養成を行っている。また、学内の兼任教員の協力も得て、学部新卒学生の斬新なアイデアや現職教員学生の高度な要請にも対応できる、個に応じた指導体制を整備・強化している。

(4) 連携協力校との連携

本教職大学院の目的である理論と実践の往還・融合に基づく教員養成を行うため、大学での基礎的・理論的研究に基づき、学校現場において、課題発見、分析、検証、評価の教育実践研究を行う必要がある。特に、多様な教育課題を内包する地域の小・中学校等において教育実践研究を行うことが有効であるため、熊本

県・市教育委員会の協力の下、研究実績があり、特色のある教育を実施している学校等を連携協力校として指定し、大学での基礎的・理論的研究に基づき、学校現場において、課題発見、分析、検証、評価の教育実践研究を行っている。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準：3-3	指摘事項：実習期間中の訪問指導を含め、大学教員が直接実習現場を訪れ、実習先の学校側とともに指導にあたることについては、さらなる充実が求められる。
<p>改善等の状況：学生1人につき2名以上の教員が対応し、連携協力校1校に対して担当教員1名以上を定め、学生の指導、拠点校との連絡を密に行っている。加えて、教育実践研究の期間中は実習先の学校の負担を最小限にする形で、可能な限り毎週1回を目安に、巡回指導を行っている。例えば、ICTを活用した授業の学びを実習先で実践することで児童も巻き込んだ授業を実施している学生や、教職大学院で学んだ校内研究のノウハウを活かすことで、実習先の学校では研究主任をサポートしている学生がいることなど、大学での学びが現場の学校でも役に立っていることが巡回指導等で明らかとなった。</p> <p>さらに、夏休み期間中の生徒指導実習や熊本市教育委員会が実施するフレンドリー教室での学生の活動については、実務家教員が同席し、適時必要な指導を行っている。</p>	
(旧) 基準：6-1	指摘事項：専任教員に占める実務家教員の割合は小さく、実務経験を有する研究者教員や上記兼任講師の存在を考慮しても、今後の改善が期待される。
<p>改善等の状況：前回評価以降、専任教員に占める実務家教員の割合を改善すべく研究科内で検討を行った。研究科内の専任教員数に上限があることから研究系教員を実務家教員に切り替える必要がある。そのような中、令和8年4月には本学教育学部と佐賀大学教育学部との間で共同教員養成課程を開設予定であり、スケールメリットを活かした教育体系を確立することとなり、今後、教育学研究科教員の10名程度減員を計画している。そのため、実務家教員の増員は必要であるが、研究者教員が減少傾向にある中、実務家教員数の維持はどうか確保している状態である。引き続き、実務経験を有する研究者教員や教育学部附属学校教諭からの協力を得ながら教育の質を確保している。</p>	
(旧) 基準：6-2	指摘事項：実務家教員は男性だけであること、特別支援教育実践高度化コースに実務家教員が不在であることについては、今後の改善が期待される。
<p>改善等の状況：現在も実務家教員は男性だけである。しかし、令和7年4月に教育の国際化実践高度化コース設置に伴い、同コースの主となる専任教員を採用した際には、女性限定公募を行い、実務経験を有する女性研究者教員を採用することができた。</p> <p>また、令和7年4月には、特別支援教育免許を有する実務家教員（准教授）を採用している。当該教員は特別支援教育実践高度化コースの教育に従事しつつ、本学教育学部附属特別支援学校所属の教諭の協力を得ながら必要な教育を提供している。</p>	

VII 基準ごとの自己評価

基準領域 1 学生の受入れ

基準 1-1

- アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点 1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、「生徒指導・教育相談」「学校経営」に重点を置く【学校教育実践高度化コース】、「授業実践開発」に重点を置く【教科教育実践高度化コース】及び「特別支援教育」に重点を置く【特別支援教育実践高度化コース】からなる3コース制を令和2年4月に導入した。さらに、近年、外国につながるのある児童生徒が急増している状況において適切な教育環境を確保するため、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められていることから、令和7年4月には、教育学部地域教員希望枠（国際枠）の卒業生の更なる教育の国際化に向けた教員としての力量を形成するコースとして【教育の国際化実践高度化コース】を追加した（資料1、資料2）。これにより、教育の国際化を含む学校改革を牽引しうる優れた（現職教員の場合には高度な）力量を持ち、それぞれが学校現場において中心的に担う分野について特に優れた（現職教員の場合には特に高度な）資質・能力を有する教員を養成する体制を整えた。

4つのコースにおいて学生を受入れ、開設以来の理念である現職教員学生と学部新卒学生、研究者教員と実務家教員の相互刺激と学び合いや共通科目における総合的・統一的な力量形成を引き続き重視しながら、理論と実践の往還・融合を通じた高度な教員養成を行っている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料1_熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）概要
- ・ 資料2_大学院教育学研究科（教職大学院）教育の国際化実践高度化コース設置計画の概要

観点 1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を実施しており、入学者選抜に関する事項は、学生募集要項（資料3）、本教職大学院リーフレット（資料4）、ホームページ等で適宜公開するなど周知を行っている。また、実務家教員や研究者教員が、各教育委員会、各教育事務所、各学校に出向いて教職大学院の目的や学校との連携状況、学生を受け入れた場合のメリット等について説明を行い、教職大学院に対する理解を深めつつ、現職教員の受験について勧奨している。

入学者選抜は、第1期・第2期のそれぞれにおいて、一般入試と推薦入試を実施している。一般入試は教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭若しくは養護教諭、栄養教諭の普通免許状を有する者（当該年度での取得見込み者を含む）で、大学を卒業した者、卒業見込みの者等を対象としている。推薦入試は、一般入試の資格を満たした者で、6年以上の教職経験を有する現職教員で所属学校長等の推薦を得た者、熊本県教育委員会又は熊本市教育委員会の推薦を受けた現職教員又は現職教員以外の者で教員採用試験（1次）に合格し在籍大学の学部長等の推薦を得た者のいずれかに該当する者を対象とする。現職教員の推薦要件に係る教職経験年数を6年以上とした理由は、本教職大学院が連携する熊本県・市教育委員会が、それぞれ「熊本県教員等の資質向上に関する指標」（資料5）及び「熊本市『教員（小・中・高）』の資質向上に関する指標」（資料6）において、教員のキャリア・パスに関し概ね6年目から現場のミドル・リーダーに成長する向上期と捉えていることに鑑み、地域の教育現場のニーズに基づき人材養成を行うことを意図したものである。なお、一般入試の志

願者のうち、3年以上の教職経験を持ち研究業績を有する現職教員、教員採用試験（2次）に合格した者等は、論述試験の免除を希望することができる。また、一般入試、推薦入試とも、4コース（学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース、教育の国際化実践高度化コース）の中から第2志望まで志望でき、教科教育実践高度化コースの志望者は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語（英語）の中から、2教科まで受験することが可能である。

入学者の選抜は、学力検査（論述試験、口述試験）及び成績証明書の書類審査を基に総合して行っている。試験の配点は、一般入試の志願者については論述（100点）及び口述試験（100点）の合計200点とし、一般入試の志願者で論述試験が免除された者及び推薦入試の志願者については口述試験（100点）のみである。また、熊本大学大学院教育学研究科入学試験実施要領（資料7）に基づき、論述試験の採点、口述試験、書類審査等については、ルーブリックを作成し基準を明確化した上で複数の教員で共有し評価を行う等、適切かつ公正な入試を実施している。また、口述試験の採点については、アドミッション・ポリシーに則して評価指標を設定した大学院教育学研究科入学試験口述試験採点表（資料8）に基づき採点を行っている。採点後は、熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）運営委員会内規（資料9）に基づき運営委員会において確認を行い、教育学研究科教授会で審議し合否案を作成し、学長が合否を決定する。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料3_令和7年度熊本大学大学院教育学研究科（教職大学院の課程）学生募集要項【抜粋】
- ・ 資料4_教職大学院リーフレット
- ・ 資料5_熊本県教員等の資質向上に関する指標
- ・ 資料6_熊本市「教員（小・中・高）」の資質向上に関する指標
- ・ 資料7_令和5年度熊本大学大学院教育学研究科入学試験実施要領
- ・ 資料8_大学院教育学研究科入学試験 口述試験採点表
- ・ 資料9_熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）運営委員会内規

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

過去5年度の入学定員充足率は、それぞれ令和3年度は127%、令和4年度は83%、令和5年度は80%、令和6年度は113%、令和7年度は107%であった（資料10）。令和4年度と令和5年度は充足率が100%を下回っているが、コロナ禍からの回復にあたり教員採用試験を優先する学生が多かったことや宣伝が行き届かなかったことによるものであり、5年間のトータルで100%を超えていることから、実入学者数は入学定員に対して適正な状態を維持している。

なお、本教職大学院の学生確保については、以下の方策を講じている。

- ・ 熊本県・市教育委員会との申し合わせ（教育学部諮問会議及び教職大学院設置に関する専門委員会において確認）により、毎年度6名（熊本県3名、熊本市3名）の小・中学校教員が現職教員学生として推薦・派遣されている（資料11、資料12）。
- ・ 平成29年9月からニューズレターとして発行している教職大学院だより（資料13）では、教職大学院での学びの様子について漫画等を交えてわかりやすく解説しており、学内の掲示板や専用のホームページで公開するほか、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会や各教育事務所、校長会等に協力依頼を行う際に紹介したり、学生の実習先に配布したりするなど活用しており、学生の真摯な学びの様子や教職大

学院教員の授業に対する思いがよく伝わると好評である。

- ・ 教育学部及び開放制学部の新入生に対する説明会（資料 14）を毎年度各期の募集ごとに、対面及びオンラインを併用して開催しているほか、学校管理職や熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会で教育行政経験を有する実務家教員が中心となって、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会や県教育事務所を訪問し、本教職大学院で学ぶ意義を説明し、現職教員の受験について働きかけを行っている。
- ・ 本教職大学院からの申入れを契機に、平成 28 年度から熊本市教育委員会も教員採用選考試験合格者について採用候補者名簿掲載期間を延長した。これにより、熊本県・市教育委員会ともに 2 年間採用が猶予されることとなり、教員採用選考試験合格者の本教職大学院への進学を誘引している。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 10_入学志願者数・実入学者数・入学定員充足率一覧
- ・ 資料 11_令和 7 年度（2025 年度）熊本大学教職大学院への推薦について（通知）【熊本県教育長】
- ・ 資料 12_令和 7 年度熊本大学教育学研究科大学院教職実践開発専攻（教職大学院）への推薦について（依頼）【熊本市教育長】
- ・ 資料 13_教職大学院だより令和 6 年 11 月 1 日発行
- ・ 資料 14_教職大学院説明会チラシ

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 2 教育の課程と方法

基準 2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

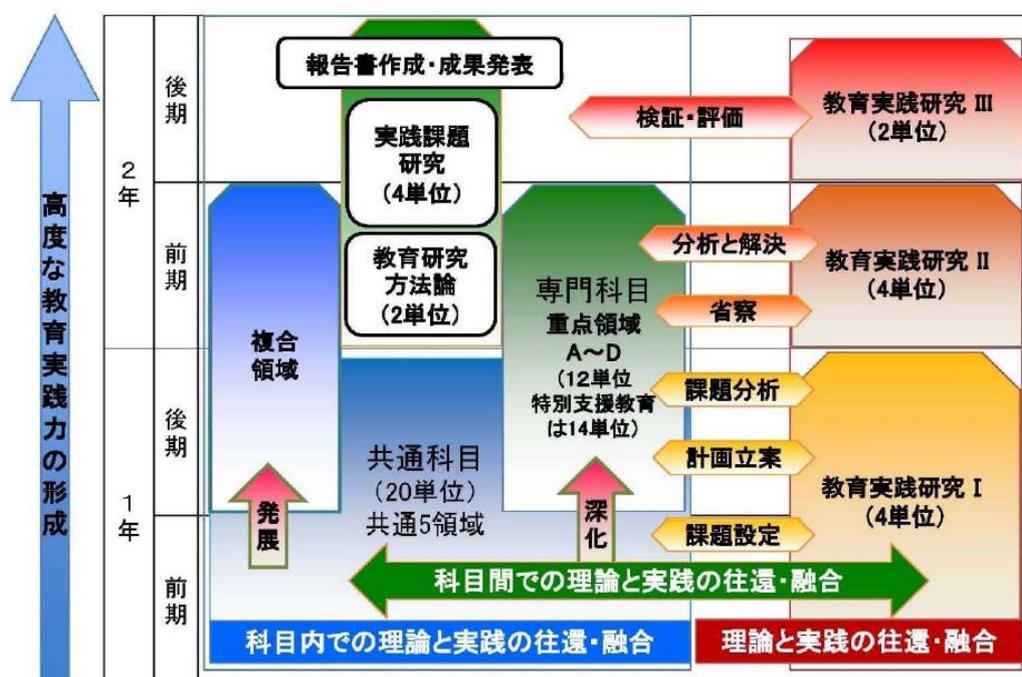
観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、「理論と実践の往還を通して地域の教育課題を解決し、初等・中等教育の牽引者となりうる教員に必要な実践的指導力を育成すること」とする理念・目的の下、学校教育の現場や熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会の要望を踏まえ、理論と実践の往還・融合に通じる教育課程を編成している。平成 29 年度の開設以来、熊本県・市からの要望（資料 15～18）を踏まえた指導を行ってきたが、熊本県及び熊本市の複雑・多様化した教育課題に対応できる、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成（資料 19）し、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した体系的な教育課程の編成に向け、本教職大学院は、令和 2 年 4 月に、教科教育、特別支援教育、養護教育を含む初等・中等教育の全領域をカバーする 3 つのコースに改組・拡充した。これにより、初等・中等教育コース及び養護教育コースを教職大学院の学校教育実践高度化コース及び教科教育実践高度化コースに、また特別支援教育コースを特別支援教育実践高度化コースに対応させ、教職大学院の課程との一体性がわかりやすくなり、学部教育と大学院教育との一貫した教育体系が構築しやすくなる効果をもたらしている。教科教育実践高度化コースでは令和 4 年度は 15 名中 10 名、令和 5 年度は 14 名中 7 名、令和 6 年度は 21 名中 10 名の学生が本学の学部卒業生であった。また、特別支援教育実践高度化コースでは令和 4 年度は 4 名中 2 名、令和 5 年度は 4 名中 2 名、令和 6 年度は 1 名中 1 名の学生が本学の学部卒業生であり、本教職大学院のウェブサイトに掲載している研究報告書には学部からの研究テーマをさらに深化させたものが数多くみられる（https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/professional_graduate_school/research_report/）。

さらに、令和 7 年 4 月には教育の国際化に関する領域に対応するコースを追加した。授業科目は、「教育課程の編成・実施に関する領域」「教科等の実践的な指導方法に関する領域」「生徒指導、教育相談に関する領域」「学級経営、学校経営に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」の共通 5 領域と複合領域からなる「共通科目」、「教育実践研究科目」及び共通必修領域と重点領域 A～F からなる「専門科目」で構成しており（資料 20）、2 年間のカリキュラム全体を通じて、個々の科目の中でも、科目相互の間でも理論と実践の往還・融合が生じるよう配慮している。

図1 カリキュラム構想図



《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 15_熊本大学教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（平成 27 年 12 月 28 日）【熊本県教育長】
- ・ 資料 16_熊本大学教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（平成 27 年 12 月 3 日）【熊本市教育長】
- ・ 資料 17_熊本大学大学院教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（令和元年 5 月 1 日）【熊本県教育長】
- ・ 資料 18_熊本大学大学院教育学研究科教職大学院カリキュラムへの要望について（令和元年 5 月 1 日）【熊本市教育長】
- ・ 資料 19_令和 7 年度学生便覧【抜粋】
- ・ 資料 20_令和 7 年度履修案内【抜粋】

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の特徴として、「研究力」「開発力」に支えられた「授業力」「生徒指導力」「経営力」をバランスよく高めるため、コースを超えて学ぶ共通科目の比重を大きくし、共通 5 領域及び複合領域から計 20 単位以上（うち共通 5 領域は各領域からそれぞれ 2 単位以上、計 16 単位以上）を履修することとし、コースを超え、研究者教員と実務家教員、現職教員学生と学部新卒学生が相互に刺激し合い、学び合う場としている。

さらに、学校現場等において実習経験を積むことができる「教育実践研究 I～III」、「特別支援教育実践研究 I・II」を、各自の免許種に対応して計 10 単位と「教育研究方法論」、「実践課題研究」の計 6 単位を必修科目とし、共通科目での学び合いを踏まえた理論と実践の往還・融合を通じた学びの中心に位置付けている。このほか重点

領域の科目を履修させ、各コースが重点を置く力を高めつつ、他コースが重点を置く力もバランスよく養っている。また、共通科目や重点領域の科目で学習した内容については「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」や「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」、「実践課題研究」においても学校現場でICT教育で電子黒板やタブレット等を利用した授業の組み立てなどの実践力を発揮できるようにしており、各コースの目標とする教員を養成するための教育課程を編成している。

そして、すべての学生に対し、教育実践研究科目を履修し、入学後の早い段階から理論と実践の往還・融合を経験するよう指導している。ただし、1年次前期においては、教育実践研究のテーマ選択や実習先とのマッチング等の準備作業を丁寧に行い、学校現場での教育実践研究（実習）を本格的に開始するのは、共通科目を中心とする1年次前期の履修が一通り完了し、教員としての基礎的な力量が確認される時期（6～7月）以降としている（資料21）。

「教育実践研究Ⅰ」は、1年を通して様々な時期に拠点校に出向いて、様々な形態により、また現職教員学生と学部新卒学生という教職経験の有無やバックグラウンドの違いに応じて行われる。学部新卒学生の場合、全てを通して160時間の実習を行い、「教育実践研究Ⅰ」の4単位を修得する（資料22）。この、拠点校に出向き実習を行う、大学院の授業を受講、拠点校での実習、大学院の授業を受講するというサイクルを1年間を通して経験することで、理論と実践の往還・融合を目指している。また、コースごとに、カリキュラム・ツリー（資料23）、カリキュラム・マップ（資料24）を作成し、各授業科目の位置づけやカリキュラム上の系統性等を明示し、履修指導や教育の質保証に活用している。さらに、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」、「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の課題及び成果に関する省察の場として、「教育研究方法論」及び「実践課題研究」を設定しており、各コースに応じた履修基準を設けている（資料25）。なお、コースごとに、学部新卒学生、現職教員学生の別の履修モデルを策定しており、学生の体系的な履修を支援している。

学部新卒学生は、共通科目の確実な履修と領域間のバランスを重視し、まずは教員としての基礎的な力量を高めるよう指導を行い、さらに、熊本地震の被災地における学習支援や、ネット教育、インクルーシブ教育等に関する複合領域の科目を通じ、多様な関係者を持つ「チーム学校」のあり方を実践的に学ぶことができる。

各コースの履修イメージとして、例えば、特別支援教育実践高度化コースでは、1年次に共通科目（基礎科目）を中心に履修し、1年次後期から2年次にわたり特別支援教育実践高度化コースが指定する専門科目（重点領域C及びD）を履修するように設定している。重点領域Cは「特別支援教育システムと障害理解」、重点領域Dは「特別支援教育指導法」及び「特別支援教育コーディネート」であり、学部段階の特別支援教育に関する専門科目において身につけた知識・技能を下地に高度な実践力を身につけるように構成している。重点領域Cでは、現場でのニーズが高い「コミュニケーション障害児の理解と支援」、「重度・重複障害児の理解と支援」など特別支援学校教諭免許状において指定されている主たる障害領域「知的障害・肢体不自由・病弱」の範囲を拡げた障害特性について学ぶ。重点領域Dでは「特別支援学校カリキュラム・マネジメント論」や「特別支援教育教科指導演習」、「自立活動指導演習」、「教育支援計画作成演習」、「通級指導教室・特別支援学級の運営演習」など実践的内容を学ぶ。また、重点領域Dは実習校におけるカリキュラム・マネジメントや教科指導について授業担当教員と共に参画し、あるいは拠点校で実際に教育支援計画の立案に参加するなど、教育実践研究（実習）と専門科目を強く関連させている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料21_履修スケジュール
- ・ 資料22_2025年度教職大学院教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ予定
- ・ 資料23_教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）カリキュラム・ツリー
- ・ 資料24_教育学研究科カリキュラム・マップ

- ・ 資料 25_履修基準単位数

観点 2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためどのような方策をとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

「研究力」「開発力」に支えられた「授業力」「生徒指導力」「経営力」をバランスよく高めるため、コースを超えて学ぶ共通科目の比重を大きくし、共通 5 領域及び複合領域から計 20 単位以上（うち共通 5 領域は各領域からそれぞれ 2 単位以上、計 16 単位以上）を履修することとし、コースを超え、研究者教員と実務家教員、現職教員学生と学部新卒学生が相互に刺激し合い、学び合う場としている。

さらに、教育実習に相当する教育実践研究科目である「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」、「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」を、各自の免許種に対応して計 10 単位と「教育研究方法論」、「実践課題研究」の計 6 単位を必修科目とし、共通科目での学び合いを踏まえた理論と実践の往還・融合を通じた学びの中心に位置付けている（前掲資料 23）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 23_教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）カリキュラム・ツリー

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点 2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

各コースにおいて、原則として、研究者教員と実務家教員（又は附属学校園からの非常勤講師）、指導法と専門分野の教員がペア又はグループを組んで授業を担当し、授業内容に応じ、講義形式の授業だけではなく、事例分析、グループワーク、ロールプレイ、集団討議、フィールドワークなど、多様な授業方法を取り入れ、科目内で理論と実践の往還・融合が生じるよう工夫し、高度な実践的指導力を養う等、教職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うための授業を行っている（基礎データ 4）。

授業においては、予習会、授業後に振り返りミーティング、期末の発表会などを実施し、授業の予習、復習ができるように授業計画を立てている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 基礎データ 4 シラバス P. 104-105（「豊かな心」を育む授業実践の開発）
- ・ 基礎データ 4 シラバス P. 115-116（学校と家庭・地域の連携構築）
- ・ 基礎データ 4 シラバス P. 117-118（学校の危機管理の理論と実践）
- ・ 基礎データ 4 シラバス P. 110-111（道徳教育と生徒指導）

観点 2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

「生徒指導問題解決方法Ⅰ」では、熊本市内の小中学校に出向き、生徒指導上の問題がある生徒の事例を、出向いた先の教諭に提出してもらい、その事例について、PCAGIP という方法による事例検討会を開いている。(資料 26) 大学院生と現場の教員が 10 名ぐらいで、PCAGIP 法を実践し、実際に起こっている学校現場の問題に対応している。

「生徒指導問題解決方法Ⅱ」では、連携協力校のうち、中学校で開催されている生徒指導部会に参加し、学校での生徒指導上の課題・内容や具体的な対応等について学び、生徒指導の実践的指導力を養っている(基礎データ 4)。

加えて、現職教員学生と学部新卒学生の合同で行う授業では、現職教員学生と学部新卒学生の特性を活かして、学部新卒学生の斬新なアイデアや現職教員学生の高度な要請にも対応できる、個に応じた指導体制を整備・強化している。また、教科等の授業開発に関連して教科内容に関する専門的な見地からの指導・助言が必要な場合は、学内の兼任教員に協力を要請している。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 26_ PCAGIP 法について
- ・ 基礎データ 4 シラバス P.110-111 (道徳教育と生徒指導)

観点 2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育実習に相当する「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」(1 年次前期～2 年次後期、計 10 単位)においても、それ以外の科目においても、研究者教員と実務家教員、指導法と専門分野の教員がペア又はグループを組んで授業を担当し、事例研究や授業分析、模擬授業とその省察等を随時行い、科目内で理論と実践の往還・融合が生じるよう工夫し、現職教員学生、学部新卒学生、研究者教員、実務家教員が世代を超えて相互に刺激し合っている。加えて、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」を中心に各時期の開講科目を相互に関連付けることにより、科目相互の間でも同様の往還・融合が生じるよう配慮している(前掲資料 22)。

さらに、授業のグループワークでは、現職教員学生と学部新卒学生が同じグループになるよう配慮しており、現職教員学生には、グループのリーダー役を取るよう指導している。学修目標の観点からも、現職教員学生と学部新卒学生の学修目標を変えるようにしている。

一例として「生徒指導実践論」という科目のシラバスでの学修目標では、下記のように①学部新卒学生と②現職教員学生と書きぶりを分けて記載している(基礎データ 4)。

「①学部新卒学生：受講することで今まで考えてきた生徒指導論を振り返り、より高度の生徒指導論を展開することが可能となり、この授業で学んだことをもとに、教育実践研究の場で経験したことを意味づけられるようになり、教職 2 年目になる学部卒の教諭よりも、より高度の生徒指導を実践できるようになる。

②現職教員学生：受講することで今まで実践してきた生徒指導を振り返り、自己評価が出来る。自己評価の結果、長所をさらに伸ばし、短所を矯正し、より高度の生徒指導論を展開することが可能となり、この授業で学んだ理論をもとに、教育実践研究の場で経験したことを意味づけられるようになり、より高度の生徒指導を実践できるようになる。」

上記のように背景が異なる学生同士がグループで取り組むことで、一つの課題に対して異なる視点からの学びが可能となり、質の高い授業につながっている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 基礎データ 4 シラバス P.10 (生徒指導実践論)

観点 2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減し、学生の健康・安全面を考慮するため、本学においてもオンライン・ハイフレックス型の遠隔授業を必要に応じて適切に行ってきたところである。本教職大学院では、令和7年5月時点において、全ての授業について基本的に対面で実施しており、学生が新型コロナウイルス感染症の感染またはその疑いが生じた場合等は、「授業等における新型コロナウイルス感染症対応について（通知）」を踏まえ、対面授業に参加することが難しい場合については遠隔での受講を認めることがある。

実際の授業としても、「ICT教育実践論」では、ICTに関する各種機器を効果的に活用した授業のあり方について学習するとともに、協働学習を体験しながら、児童生徒の情報活用能力を高めるための授業設計について学習することが可能となっており、子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指した授業づくりを学べる機会となっている。

本学では、全ての科目において Moodle を活用して資料等をダウンロードできる仕組みが整っており、授業外における Web 上での学生の自発的な学習や、教員と学生とのコミュニケーションをとることが可能となっている。

《必要な資料・データ等》

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の教育実習科目は、理論と実践の往還・融合の中心となる授業科目として、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」（1年次前期～2年次後期、計10単位）の2科目を設定し、学校教育の諸課題について、「課題発見・分析」、「課題分析・解決」、「検証・評価」の各段階を経験させている。「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」は、教育研究のフィールドである学校現場やその他の施設において、観察と体験を通して自らの課題発見とその課題の分析に取りかかり（課題発見・分析）、観察と体験を通して自らの課題分析とその課題の解決にむけて必要な調査を行い（課題分析・解決）、課題の解決策を提案・試行し、その有効性を検証して評価する（検証・評価）内容となっている。学部新卒学生の場合、①6月下旬若しくは7月上旬から毎週火曜日の午前中に行われる形態、②9月の夏休みに1週間集中して行われる形態、③10月・11月・12月に週に一度午前中に行われる形態、④2月に集中して行われる形態があり、これらの全てを通して160時間の実習を行い、「教育実践研究Ⅰ」の4単位を修得する。「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」は、特別支援教育のフィールドである特別支援学校や特別支援学級及び通級指導教室やその他の施設において、観察と体験を通して自らの課題分析とその課題の解決にむけて必要な調査を行い、課題の解決に向けた授業実践と評価、並びに理論と実践を統合した考察を行うことで、

研究開発力を基盤とする教育実践力の習熟化を図る内容となっている。また、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」、「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の課題及び成果に関する省察の場として、「教育研究方法論」（2年次前期）及び「実践課題研究」（2年次通年）を設定している（前掲資料23）。なお、コースごとに、学部新卒学生、現職教員学生の別の履修モデルを策定しており、学生の体系的な履修を支援している。

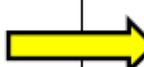
図2 「教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の年間スケジュール
「教育実践研究Ⅰ」の年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		拠点Aの選修履修						拠点Bの選修履修					
		教育実践研究Ⅰ（後期4単位=160時間）						教育実践研究Ⅰ（後期4単位=160時間）					
		学部新卒学生の場合：授業観察、授業記録の分析・評価、課題発見 生徒指導・教育相談(4/3単位)：授業実践開発(4/3単位)：学級経営・学校経営(4/3単位)											
1年次	学部新卒学生のフィールドワーク：3つの領域をすべて履修して4単位	週1回型 16h×3領域			→			→			→		
	集中型 5日(38h)×3領域	→			→			→			→		
		現職教員学生の場合：授業実践開発(4単位)：課題に即した授業観察、授業記録の分析・評価 生徒指導・教育相談(4単位)：授業実践開発(4単位)：学級経営・学校経営(4単位)											
1年次	現職教員学生のフィールドワーク：1つの重点領域を選択して4単位	週1回型 80h			→			→			→		
	集中型 80h	→			→			→			→		

「教育実践研究Ⅱ・Ⅲ」の年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		拠点Aの選修履修						拠点Bの選修履修					
		教育実践研究Ⅱ（半期4単位=160時間）						教育実践研究Ⅲ（半期2単位=80時間）					
		学部新卒学生・現職教員学生共通： 1つの重点領域を選択して4単位						学部新卒学生・現職教員学生共通： 1つの重点領域を選択して2単位					
2年次	学部新卒学生・現職教員学生共通	週1回型 80h			→			→			→		
	集中型 80h	→			→			→			→		
2年次	学部新卒学生・現職教員学生共通	週1回型 80h			→			→			→		
	集中型 80h	→			→			→			→		

「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		拠点校の選考調整						拠点校の選考調整					
2 年 次	特別支援教育実践研究Ⅰ (半期4単位=160時間)							特別支援教育実践研究Ⅱ (半期2単位=80時間)					
	学部新卒学生・現職教員学生共通: 4単位							学部新卒学生・現職教員学生共通: 2単位					
	週1回型 60h							週1回型 80h					
	  特別支援教育に関する実践 60h							  特別支援教育に関する実践 80h					
	集中型 100h							集中型					
	 特別支援教育に関する実践100h												

- ・学校教育実践高度化コースは、教育実践研究Ⅱ・Ⅲにおいて「生徒指導」又は「学級経営・学校経営」を選択する。
- ・教科教育実践高度化コースは、教育実践研究Ⅱ・Ⅲにおいて「授業実践」に関する実践研究を行う。
- ・特別支援教育実践高度化コースは、特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱにおいて「特別支援教育に関する実践」に関する実践研究を行う。

《必要な資料・データ等》

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

連携協力校の選定は、熊本市内の全ての小学校、中学校を熟知した実務家教員が複数名で合議により行うため、学生の研究テーマと拠点校のニーズのミスマッチはほぼ起こり得ないが、そういった案件が生じた場合は、関係者による協議を行うことになる。本教職大学院においては、ミスマッチではないが、学生が本教職大学院における学びを深めるうちに、研究テーマの変更を希望することが数回あった。その場合は、学生、拠点校、指導教員、実務家教員が何度も話し合いを重ね、全員が納得する形で研究テーマの変更に対応してきた。

教育実習等、本教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力校の確保については、特色のある教育を実施し研究実績のある学校に協力依頼を行い、連携協力校として指定するほか、熊本県及び熊本市の研究指定・モデル校、現職教員学生の現任校も連携協力校として指定している（資料 27）。市内の学校の研究テーマ及び教育現場における各先生の教育テーマは、熊本市教育委員会出身の実務家教員が把握している。実務家教員の協力もあり、連携協力校と学生とのマッチングに関しては、学生が入学時に提出した研究テーマを踏まえ、研究テーマに合致する市内の連携協力校を探すこととしている。研究テーマと合致する連携協力校がない場合は、学生の研究テーマに類似するテーマを実践している学校の教員が在籍する学校を探して、マッチングを行っている。

連携協力校 1 校に対して大学院担当教員 1 名以上を配置し、連絡調整等の担当をするようにしている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 27_令和 6 年度教職大学院生(P1・P2)教育実践研究協力校

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育実践研究(実習)の指導は、原則として以下の方針に従って行っている。

- ・ 学生と拠点校の研究テーマに合わせて、拠点校の研究推進等に貢献できるような実習計画を立て、研究者教員と実務家教員が協力して学生の指導を行い、拠点校の課題解決に取り組む。
- ・ 原則として、学生 1 人につき実務家教員と研究者教員の 2 名以上で対応する。
実務家教員は実習担当兼コーディネーターとして、実習前・実習中・実習後における学生と拠点校との連絡・調整等の役割を果たし、研究者教員は実習担当兼アカデミック・アドバイザーとして、実習前の研究打ち合わせ、拠点校への訪問指導、実習後の進捗状況の評価とフィードバックを行う。拠点校への訪問については、過度に拠点校に訪問することで現場の負担になることを避けるため、実習現場ではなく、大学での指導を通して実習等のフィードバックを行っている。
- ・ 実習開始前に、拠点校との打ち合わせや実習前指導を綿密に行い、実習中には複数回の訪問指導や面接指導・メール指導を実施している。さらに、実習後の指導を拠点校の担当者と連携を取りつつ、特に、学部新卒学生の「教育実践研究Ⅰ」については、各自の問題意識を明確化し学生自身に課題を設定させるために、拠点校との連絡、学生への指導を密に行っている。
- ・ 短期集中的に拠点校で実習する場合は訪問指導をより丁寧に行い、毎週 1 回程度拠点校で実習する場合は学生が拠点校から大学院に戻った後のアフターケアを丁寧に行うなど、実習の形式によって指導体制を柔軟に変えている。
- ・ 学生は、教育実践研究(実習)で行った内容について、履修状況報告書を実習日誌形式で作成し、拠点校の担当教員の確認を受けて、本教職大学院の担当教員に提出している(資料 28)。
- ・ 「教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の実習期間中は、週 1 回を目安に担当教員が巡回指導を行っている(資料 29)。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 28_「教育実践研究Ⅰ：課題分析・解決」履修状況報告書(現職教員用)
- ・ 資料 29_令和 6 年度 教育実践研究の教員巡回報告

観点 2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

拠点校(実習先)の決定は、入学時のオリエンテーションの際に行う、教育実践研究の希望調査(資料 30)に基づき、学生の研究テーマと事前に把握した連携協力校の現場のニーズとのマッチングを行い、研究テーマが一致する学校を双方相談の上、決定しているが、学部新卒学生の「授業実践開発」領域と「学級経営・学校経営」領域においては、大学近隣の連携協力校を基本とし、現職教員学生の「授業実践開発」領域では、希望に応じて拠点校として現任校を選ぶことができるなど、学生の希望や領域に応じた配慮や、オリエンテーションの実施に

より学生へのサポートを行っている（資料 31）。学生の研究テーマの変更は、本教職大学院における学びにより学生の興味・視野が広がったことを意味しており、本教職大学院の教育が効果を上げている証と評価できるため、できる限り希望に沿って対応している。なお、学生の受け入れを連携協力校に依頼する際は、本教職大学院の教員が直接出向いて教育実践研究（実習）目的及び実施方法等について十分な説明を行っている。

なお、各コースの「教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の履修スケジュールは、前掲資料 21 のとおりである。

また、随時、拠点校の実習担当者を交えた教育実践研究の成果と問題点、改善策についての意見交換を行い、教育学研究科教授会や各講座の会議等で成果については共有し、問題点については改善に努めている。具体的には、指導教員が拠点校を訪問する際などに、実習生の教育実践研究の状況についての意見等を聴取し、教員はそれを踏まえて実習生とともに教育実践研究の主題や実施方法についての改善を試みる。加えて、毎年開催する「教育実践フォーラム」において、拠点校の管理職、実習担当教員、教育委員会の担当者等からの意見を聴取し、教育実践研究全体の実施方法及び指導方法の改善を行っている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 30_令和 7 年度 P1 教育実践研究希望調査
- ・ 資料 31_オリエンテーション資料

観点 2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点 2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の単位認定は、熊本大学大学院教育学研究科規則に基づき、授業担当教員による学力試験や出席状況その他による判定の上、合格した者に行っている。学力試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告のいずれかとし、授業科目が終了する学期末又は学年末に行う。各科目の成績評価の具体的方法については、科目ごとにシラバスにおいて示す（基礎データ 4）とともに、各科目の最初の授業で周知している。各授業は、ディプロマ・ポリシーが求める資質・能力の獲得度合いの指標である 4 つの学修成果（①高度な専門的知識・技能及び研究力、②学際的領域を理解できる深奥な教養力、③グローバルな視野と行動力、④地域社会を牽引するリーダー力）を意識して専門職大学院として相応しい水準で設計され、学生の学修成果の獲得度合いに応じて評価基準が設定され、ディプロマ・ポリシーを反映させるようにしている（資料 32）。

教員は、各授業のシラバスに示す方法に基づき、授業の目的・目標がどこまで達成されているかを確認の上、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59～0 点）の各評語を用いて判定し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。学生の令和 3 年度から令和 6 年度までの間における単位修得率は、平均 97.79%であり、令和 6 年度の授業科目に係る成績評定の分布は資料 33 のとおりで、秀及び優の評定が全体の 94%を占めている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 基礎データ 4 シラバス P.11 (教育相談実践論)
- ・ 資料 32_シラバス作成の留意事項
- ・ 資料 33_直近年度の科目別の成績評価 (評語)

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

全学的に定められている「成績評価に関する異議申立てのガイドライン」に基づいて、学生が履修した授業科目の成績評価について疑義がある場合は、教務担当に申立書を提出して異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、各学部等の長は、教務委員会等に調査・審議を命ずることができ、教務委員会等は、当該学生及び授業担当教員から事情を聴取するなどして調査・審議し、その結果を各学部等の長に報告することとなっている。各学部等の長は、授業担当教員に対して、成績評価に関する異議申立てへの回答内容を報告し、また、教務委員会等における調査結果を踏まえて、当該学生等に対して、成績評価に関する異議申立てへの回答を行うこととなっている(資料 34)。厳格で客観的・公正な成績評価を担保しているが、これまでに異議申立てが行われた事例はない。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 34_成績評価に係る異議申立てについて

観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

実習科目である「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」、「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」の評価・認定は、教職大学院運営委員会が主体となって行っている。具体的には、まず、学生の「教育実践研究Ⅰ」の評価点(100点満点)を、指導教員がルーブリック(資料 35)に従って算出し、その点数を教職大学院運営委員会に提出する。提出された評定値について、教職大学院運営委員会において審議し、委員会として承認している。

令和3年度以降、「教育実践研究Ⅰ」を履修した学生のみが履修できる、「教育実践研究Ⅱ・Ⅲ」については、教職大学院運営委員会において「教育実践研究Ⅱ・Ⅲ」の評価と単位認定を行うシステムを構築している。

これらの取り扱いは、特別支援教育実践高度化コースの実習科目である「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」についても同様である。

単位の評価の妥当性については、令和6年10月31日付けで「令和3年度から令和5年度までの成績評価の分布の推移・変化等に関する評価・分析について(依頼)」を受け、教務委員会にて各講座からの意見も踏まえて検証を行ったところである。

また、大学院修了に必要な単位数等の履修基準は、熊本大学大学院教育学研究科規則において、学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース及び教育の国際化実践高度化コースにおいては48単位以上を、特別支援教育実践高度化コースにおいては50単位以上を修得しなければならないと規定している。これらの規定は学生便覧に明示され、年度当初のオリエンテーション時に配付している。なお、成績評価、単位認定は、学内規則等に基づき、複数の担当者の合議、教職大学院運営委員会、教育学研究科教授会での承認により行われている。

修了認定については、教授会において審査委員会を設置し、審査委員会が研究報告書の審査及び最終試験を行っている。所定の単位数を修得し、研究報告書を提出した学生に、公開の場である教職大学院成果報告会において成果発表を行うよう求め、指導教員を含む複数の教員による最終審査に合格することを修了の条件としている。なお、研究報告書の審査等に関し必要な事項については、熊本大学大学院教育学研究科学位細則(資料 36)において定めている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 35_ルーブリック（教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
- ・ 資料 36_熊本大学大学院教育学研究科学位細則

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 3 学習成果

基準 3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点 3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学生は、科目相互の間でも同様の往還・融合が生じるように編成された体系的な教育課程を履修しており、授業で修得した理論に基づき解決策を立案し、「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」及び「特別支援教育実践研究Ⅰ・Ⅱ」において学校現場で試行し、その有効性の検証・評価を行っている。また、2年間を通した学びの集大成として提出される研究報告書において、学生が関心を持って取り組んだ独自の教育課題に関する研究テーマについて具体的な知識・理解に関する記述や、授業実践・教育的支援等解決策に係る具体的な取組の報告があり、これを熊本大学大学院教育学研究科学位細則第6条（前掲資料36）に定める評価基準に基づいて審査を行い（資料37）、「報告書の視点・方法・証明に関して独創性と論理の整合性を持ち、教職修士（専門職）の学位にふさわしい内容のものを合格とする。」ことから、学習の成果・効果があがっていることが確認できる。FD活動年間計画・報告の中で例年8月～12月に「成績評価データの確認・報告」を各講座単位で確認を行っており、学習成果の把握と教員間の共有を行っている。また、各講座単位での確認の際には、改善目標等を検討することとなっており、検討の結果を教育研究活動推進委員会にて分析結果の審議を行い内容の修正等のフィードバックを行っている。学生の令和4年度から令和6年度までの間における単位修得率は、平均98.69%（資料38）であり、令和6年度の授業科目に係る成績評定の分布は前掲資料33のとおりで、秀及び優の評定が全体の94%を占めている。

なお、令和2年度から令和5年度に入学した学生の学位取得率は95%を超えており、高い水準を保っている（資料39）。

学生は、入学時に保有する免許に応じて、専修免許状を取得しており（資料40）、聞き取り調査等からも学生の学習成果があったことが把握できる。これらのことから、学生の学修が確実になされていることがわかる。このほか、本教職大学院入学後に、教育学部の科目等履修生として学修に取り組む者もおり、学生が意欲的に学修に取り組んでいることがうかがえる。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料37_研究報告書審査報告書
- ・ 資料38_単位修得率
- ・ 資料39_修了率（学位取得率）
- ・ 資料40_専修免許取得状況

観点 3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、令和3年度末に26名、令和4年度末に38名、令和5年度末に25名、令和6年度末に23名の修了生を輩出している。学部新卒学生の修了生の就職状況については、進学や就職等を除いた教員就職者は令和4年3月修了者については20名中19名、令和5年3月修了者については32名中30名、令和6年3月修了者については長期履修の私立学校教員1名を除いた18名中14名が、令和7年3月修了者については16名中16名が、臨採や私立学校も含めた学校の教員として採用され熊本県内外の学校現場において活躍しているところで

ある。

なお、修了後は、学部新卒学生は97.08%の修了生が教育現場で活躍している。また、現職教員学生の修了生については、令和3年度から令和5年度までの修了生18名のうち3名が熊本県・市の小・中学校の校長、教頭、主幹教諭に登用され、あるいは熊本県・市教育委員会の指導主事に就任しているほか、他の教員も地域、学校等の教育に率先して参加しており、ミドルリーダーの養成を標榜する本教職大学院の理念を体現している。

学部新卒学生の修了生の就職状況及び現職教員学生の管理職等への登用状況については、学部新卒学生の就職状況及び現職教員学生の管理職等への登用状況に取りまとめている。(資料41)。

《必要な資料・データ等》

- ・資料41_学部新卒学生の就職状況及び現職教員学生の管理職等への登用状況

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点 3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

現職教員学生は、修了後、現任校においてミドルリーダーとして活躍しているのは勿論、能力を評価されて、校長や教頭、主幹教諭として転任し、あるいは教育委員会等の行政機関において指導主事を務めるなど、学校のみならず教育行政の現場においてもその学習成果を発揮しているところである。

本教職大学院では、修了生の在籍校に出向き、修了生本人及び校長等に対して修了後の活動状況について2月から3月にかけて聞き取り調査を行い、学習の成果・効果等の把握を行っている。聴取項目は、「教職大学院での学び(実践研究)が、学校の教育実践にどのように役立っているか。(主に修了生)」、「教職大学院での学び(実践研究)が、地域、学校等の教育活動にどのように役立っているか。研究発表(研究会の役職なども含めて)や対外的な活動を含めて。(修了生及び校長等)」である。この聞き取り調査において、現職教員学生の修了生からは、管理職、各校務分掌のリーダー、養護教諭等の様々な視点や組織的対応等を意識して教育実践を進めることができている等、ミドルリーダーとしての自覚を持って、本教職大学院での学びを実践している意見が寄せられている。また、学部新卒学生からは、学部ではなかった教職大学院における学びを意識して実践し、省察の重要性を学校現場において再認識した等の声があった(資料42、43)。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料42_令和5年度修了生への聞き取り調査
- ・ 資料43_令和6年度修了生への聞き取り調査

観点 3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

短期的な修了後の学修成果や課題の把握としては、**観点 3-2-1** で示すとおり、修了生本人及び校長等に対して修了後の活動状況について聞き取り調査を行っている。修了生の現任校の校長等管理職からは、学校現場で授業を行う現職教員学生、学部新卒学生の双方の修了生が、現場のニーズに応え、第一線で活躍し、本教職大学院での学び(実践研究)を学校現場において実践しているとの評価を得ている。

また、中長期的な修了後の学修成果や課題の把握としては、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会、県内小中学校と連携し、熊本県内の管理職をはじめとする教員が参加する熊本大学教職大学院教育実践フォーラム(資料44)での具体的な研究成果や教育実践について報告する等対外的な活動も展開し、当該学校や地域の教育活動を牽引する活動を行っている。

また、本教職大学院と連携協力校との連携、教育課程等の改善に関し意見交換を行う場として、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会や連携協力校等の幅広い教育関係者が参加する「拠点校連絡会議」を設けており、実習で学生を受け入れた拠点校の校長等からは、学生の教育実践研究が連携協力校の学校運営、教育、研究等に大きく貢献しているとの意見が寄せられている(資料45、46)。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料44_令和6年度教育実践フォーラム
- ・ 資料45_令和5年度熊本大学教職大学院拠点校連絡会議記録

- ・ 資料 46_令和 6 年度熊本大学教職大学院拠点校連絡会議記録

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 4 教育委員会等との連携

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学は、国立大学の教員養成学部として、熊本県及び熊本市教育委員会と連携してきた歴史と実績がある。本教職大学院の開設以前から、熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会（資料 47）及び熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議（資料 48）を定期的に開催し、地域の教育現場との連携協力体制の充実・発展に向けた協議を行っている。協議の過程で築かれた信頼関係を基盤とし、本学と熊本県及び熊本市教育委員会は、教職大学院に係る連携協力に関する協定書（資料 49、50）を取り交わし、教育学部長、熊本県教育長、熊本市教育長等を委員とする教育学部諮問会議（資料 51）の下に教職大学院専門委員会を設置し、審議を行い、本教職大学院の平成 29 年 4 月設置、令和 2 年 4 月の改組及び令和 7 年 4 月の拡充が実現した。また、専門職大学院設置基準の改正を機に、熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）教育課程連携協議会（資料 52）を設置し、地域の学校教育関係者との連携により、デマンド・サイドの意見・ニーズを把握して教育課程等の改善策を検討、実施し、連携協議会に改善結果を報告するという一連の流れを確立している（資料 53）。

入学者の確保に関しては、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会と協議を重ね、採用候補者名簿に登載された者が、教員としての資質及び能力の向上を目的として大学院の進学継続又は進学を希望する場合、名簿登載期間の延長を認める措置が熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会において講じられ、採用試験合格者の教職大学院受験を促進している（資料 54）。これにより、教員採用試験合格者の受験が見られるとともに、大学院 1 年生段階で教員採用試験に合格する学生が増加した。なお、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会との申し合わせにより、毎年度 6 名（熊本県 3 名、熊本市 3 名）の小・中学校教員が現職教員学生として派遣されている。本教職大学院の専任教員は、熊本県・市教育委員会の委員にそれぞれ 1 名が就任し、熊本県・市の教育に深く関わっており、各教員等のキャリアアップや人材育成の道しるべとして、すべての教員等がそれぞれの経験段階に応じて求められる資質・能力を明確化する、「熊本県教員等の資質向上に関する指標」（前掲資料 5）、「熊本市『教員（小・中・高）』の資質向上に関する指標」（前掲資料 6）の策定に参画し、学校現場における OJT や Off-JT、SD の場面で、「熊本県教員等の資質向上に関する指標」、「熊本市『教員（小・中・高）』の資質向上に関する指標」について周知・確認され、経験段階に応じて求められる資質を身に付け向上に資することに貢献している。

また、新しい学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力として位置づけられた情報活用能力を高めるため、様々な教科の学習において情報の収集・編集・発信・省察といった学習過程の改善、ルーブリックの活用、パフォーマンス評価等、学習到達度評価の充実が求められることから、現職の教員を対象に情報教育研修会を実施している（資料 55）。コロナ禍では、積極的に新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ臨時休校中の遠隔授業の実践例を紹介し、遠隔授業においてきめ細かな指導を実践するための情報共有を図った（資料 56）。令和 6 年には、全 3 日間の日程で教員研修「ミドルリーダーマネジメント能力育成プログラム」（資料 57）を実施し、熊本県及び鹿児島県の中堅教員のマネジメント能力の向上に寄与した。さらに、「熊本市の教育情報化の推進に関する連携協定」（資料 58）に基づく本教職大学院と附属学校を中心とした ICT 教育のモデルカリキュラムの開発とプログラミング教育の普及・促進のための活動等を推進する等、広範囲の現職教員を対象とする研修機能の強化に努めており、この「情報教育研究会活動」は 2023 年 4 月 25 日発売の雑誌 ForbesJapan の InnovativeEducation30「子ども達のウェルビーイングを実現する革命者たちイノベティブ・エデュケーション 30」に選出（資料 59）され、

子どものために教育変革を起こし続ける組織・団体として掲載された。

このほか、令和4年度に文部科学省に申請した事業が2つ採択され、令和5年度はそれらを実施した。「ポストコロナのGIGAスクールに照準を合わせた『教師が育つ』校内研修・授業研究モデルの開発及び普及」と「シリコンアイランド九州の中心で外国人材の受入れ・共生を支える教員等養成・研修プログラム@教職大学院」である。このうち、2つ目のプログラムは、熊本大学履修証明プログラムとして、令和6年度も受講生を募って実施されている。今後も毎年、履修証明プログラムとして実施する予定である。この履修証明プログラムで学んだ者が、その学びを活かせる人事配置を、熊本県教育委員会、熊本市教育委員会にも依頼している。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 47_熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会要項
- ・ 資料 48_熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議
- ・ 資料 49_国立大学法人熊本大学と熊本県教育委員会との教職大学院に係る連携協力に関する協定書
- ・ 資料 50_国立大学法人熊本大学と熊本市教育委員会との教職大学院に係る連携協力に関する協定書
- ・ 資料 51_熊本大学教育学部諮問会議規則
- ・ 資料 52_熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）教育課程連携協議会規則及び記録
- ・ 資料 53_教育課程連携協議会を通じたデマンド・サイドの意見・ニーズの反映
- ・ 資料 54_令和6年度熊本県公立学校教員採用の候補者名簿登載及び内定について
- ・ 資料 55_熊本大学教職大学院情報教育研修会
- ・ 資料 56_新型コロナ 遠隔授業の実践例を共有 熊本大がネット研修会（令和2年5月24日熊本日日新聞）
- ・ 資料 57_「ミドルリーダーマネジメント能力育成プログラム」ポスター
- ・ 資料 58_熊本市の教育 ICT 推進に向けた連携協定を締結
- ・ 資料 59_情報教育研究会がForbesJapanに掲載

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域5 学生支援と教育研究環境**基準5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院においては、現職教員学生と学部新卒学生が在籍している。

提供している科目では、各学生の学修履歴や実務経験等の違いによることなく履修することとなっているが、両者の学修目標は異なることから、シラバスの学修目標が現職教員学生と学部新卒学生でそれぞれ記載されている。また、評価方法・基準についても、現職教員学生と学部新卒学生に違いを設けている。このような異なる学修目標や評価方法・基準に基づいて、履修指導や学修支援を実施している。

さらに、本教職大学院では、令和2年度の改組後、1年次から学生に担当教員を配置し、学生相談・助言体制を充実させ、修学上の相談、進路相談、教員採用試験受験に関する相談等を行っている。

教員採用試験対策については、教育学部と合同で教員採用試験対策講座を開講しているほか、学生の希望や特性、能力・適正に応じた論述指導や模擬面接等の個別指導を本教職大学院の実務家教員が中心となって行っており(資料60、61)、教員採用試験の合格者は、令和4年3月修了者で現職教員学生6名を除く20名のうち11名が合格、令和5年3月修了者で現職教員学生6名を除く32名のうち27名が合格、令和6年3月修了者で現職教員7名を除く18名のうち合格者は13名、令和7年3月修了者で現職教員7名を除く16名のうち合格者は12名となっている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料60_2024年採用教員採用試験対策面接指導実施計画
- ・ 資料61_2024年採用教員採用試験対策記録

観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

毎年度3月には教育実践フォーラムを実施して、当該年度修了の大学院生の研究の発表会を実施しているが、加えて過年度の修了生も発表者として登壇している。教育実践フォーラムを含め教職大学院の修了生にも、セミナーの参加及び、本教職大学院が主催する様々な研修会への参加を呼び掛けている。特に、NITS研修会(資料62)、情報教育研修会、南九州プラットフォーム等の研修には、修了生が多く参加している。

また、修了生の赴任している学校の校内研修会に多くの本教職大学院の教員が講師として出向いている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料62_NITS・熊本大学教職大学院コラボ研修

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の学生を含むすべての学生が学生生活全般にわたるあらゆる相談が可能な一次窓口として「学生何でも相談室」が設置されている。経験を積んだ相談員が常駐し、悩みごと、困ったこと、分からないことなど、気軽に【何でも相談】できるような体制を整えている。

キャリア支援は、主に就職支援課が担当しており、ヤングハローワークからの派遣相談員及び就職支援課職員によるキャリア相談を実施している。また、大学院生向けの教員採用試験対策講座も開講しており、一次対策として5月から7月にかけて「教育法規」や「教職教養」の講座を開講している。また10月から1月にかけては二次対策として個人面接や集団面接の講座を開講することでキャリア支援を行っている。

ハラスメントについては、全学的に関係規則等が定められ、相談員の設置、相談手順等の必要な措置が講じられている(資料63~67)。メンタルヘルスに関しても、保健センターにおいて精神科医師、臨床心理士による「こころの健康相談」を実施し、学生相談室ではキャンパスソーシャルワーカーによる「何でも相談」を実施している。そのほか、学生の疲労蓄積度調査を実施し、結果に応じて保健センターへの相談を促す取組や、個別の学生の支援方法について毎年、教職員と保健センター・学生相談室との相談会(学生支援検討会)を実施している。

なお、本教職大学院においても、授業、事前・事後指導等、様々な機会を捉えて学生の心身の健康に配慮しており、全ての教員はオフィスアワーを設定して、どんなことでも学生の相談に応じるようにしており、実際にオフィスアワーで学生から相談を受けて、未然にハラスメントを防ぐことができた事例も存在する。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料63_熊本大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則
- ・ 資料64_熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則
- ・ 資料65_熊本大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン
- ・ 資料66_セクシュアル・ハラスメントの対応手順
- ・ 資料67_ハラスメント(セクシュアル・ハラスメントを除く)の対応手順

観点5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援(検定料、入学料及び授業料の減免等)に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では入学料、授業料の免除、徴収猶予の制度があり、大学ウェブサイトで周知しているほか(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu>)、学生募集要項等でも案内を行っている(前掲資料3)。奨学金については、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の奨学金制度が利用でき、学生支援部学生生活課において紹介、相談、手続きを行っている。

(https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/shogakukin)

本教職大学院では、職業を有し就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)、育児、介護等を行う必要がある者を対象とする長期履修制度(資料68)を設けており、長期履修制度を利用する学生に対して、授業料の総額(2年分)を計画した履修年数に割り振って納入できるよう配慮している。これにより、熊本県・市教育委員会からの派遣学生以外の現職教員や、社会人で育児、介護等の事情を有している者も、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することが可能である。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料68_熊本大学大学院教育学研究科長期履修細則

(基準の達成状況についての自己評価:A)

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点 5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、教育学部及びその附属教育施設と一体の教育組織として、同学部と施設・設備等を共有し、熊本大学黒髪北地区の黒髪北N9（教育学部西棟）、黒髪北N10（教育学部本館）、黒髪北N11（教育学部東棟）、熊本大学グラウンド（武夫原）等の既存施設・設備を活用し、教育研究活動を行っている。授業については、共通科目に多い講義科目は大教室で行われている。演習科目は小教室で実施し、ホワイトボードや黒板、机、椅子等が用意されていて、グループ討議や模擬授業等のアクティブ・ラーニングが行われ、実践的な指導力を育成できる学習環境として効果的に利用されている（資料 69）。

また、学修履歴、実務経験等の異なる学生が、交流し学び合う場として、院生同士が交流を行い、さらに自主勉強会を開催している（資料 70）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 69_校地校舎等の図面
- ・ 資料 70_院生室及び講義室の写真

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

ネットワーク環境については、全ての研究室・講義室等に有線 LAN の端子が配置されている。また、無線 LAN の基地局を設置し、タブレット・スマートフォン等の携帯端末からインターネットへの接続はもちろんのこと、随時学内ネットワーク及び学務情報システムや LMS（Moodle）等へのアクセスが可能になっている。

このほか、希望する大学院生には、授業用タブレット端末の貸出を行っているとともに、授業で活用するロイノートについても ID を大学院生に付与している。

《必要な資料・データ等》

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育学部・教育学研究科の各講座図書室・資料室には、教育関係図書（5万冊以上）や「教育」、「発達」、「子どもと教育」、「国語科教育」、「社会科教育」、「日本数学教育学会誌」、「初等理科教育」、「特別支援教育研究」、「教育と医学」等の学術雑誌（1300種類以上）があり、常時閲覧可能である。加えて、教科書、指導書、実践報告集等を集めた教職大学院資料室を整備している。また、同じキャンパス内にある熊本大学附属図書館（中央館）の所蔵図書（125万冊以上）、雑誌（2万1千種類以上）も利用可能である（資料 71）。

このほか、院生控室に熊本市内の小学校・中学校の全学年全教科で使用される教科書を整備し、常時閲覧可能である。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 71_熊本大学附属図書館利用案内

観点5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における教育研究活動等に関する予算は、本教職大学院と一体的な運営を行っている教育学部との合算で配分されている。この配分された予算について予算・施設委員会が、熊本大学教育学部・教育学研究科予算配当内規（資料72）に基づき、教育学部・教育学研究科予算案を作成し、教育学部教授会の承認を得て、教育経費、研究経費、管理運営費、部局長裁量経費及び事項指定経費に大別して予算配分を行っている。教育経費及び研究経費は、毎年5月1日現在の学生数及び各講座等の教員数に応じて配分される。本教職大学院は、教育学部及びその附属教育施設と一体の教育組織として、同学部と施設・設備等を共有していることから、教育学部、本教職大学院共通で運用している管理運営費において、建物維持費や修繕費などを計上し、支出している（資料73）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料72_熊本大学教育学部・教育学研究科予算配当内規
- ・ 資料73_令和6年度教育学部・教育学研究科予算

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 6 教育研究実施組織

基準 6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、教育学部と一体的な管理運営（資料 74）を行い、教育学部教授会及び教育学研究科教授会の下に、管理運営に関する委員会として運営会議、教員人事・業績評価委員会及び予算・施設委員会を置き、教育・研究活動推進等に関する委員会として教育・研究活動推進委員会、紀要編集委員会、国際交流委員会、人権教育委員会及び情報処理委員会を設置している（資料 75）。

また、教職大学院における教務、学生生活、教育実習等の教学に関する委員会として、大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）運営委員会を設置し、専攻長、副専攻長 2 名に各コース長並びに各コースから選出された教員、その他必要な者で構成し、4 コース制に対応できる体制を整えた。教職大学院運営委員会は、第 4 水曜日に定例開催され、教職大学院の教学に関する事項のほか管理運営に関する重要事項の審議を行っている。また、中長期的な構想や規則改正等特に重要な事項については運営会議を経て、教育学研究科教授会において議決される（資料 76）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 74_令和 7 年度以降の教育学部・教育学研究科の運営体制
- ・ 資料 75_各種委員会内規
- ・ 資料 76_熊本大学大学院教育学研究科教授会規則

観点 6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の必要専任教員数は、専門職大学院設置基準に基づく 13 名である。このうち 6 名以上を実務家教員とすることが必要とされているが、これを大きく上回る専任教員 59 名、そのうちの 6 名を実務家教員として配置した（基礎データ 1）。これらの専任教員の学士課程教育も含めた授業は、研究者教員と実務家教員がペア又はグループを組んで担当し、教員個人にかかる授業負担を協働的・集団的に分散している

学校教育実践高度化コース、教科教育実践高度化コース、特別支援教育実践高度化コース及び教育の国際化実践高度化コースのいずれのコースにおいても、原則として、研究者教員及び実務家教員、指導法の担当教員及び教科専門等の担当教員がペア又はグループを組んで授業を担当する体制を整えており、コースを超えた相互刺激と学び合いの場となる共通科目については教授 8 名及び准教授 9 名を配置している。

また、理論と実践の往還・融合の中心となる「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」、「教育研究方法論」、「実践課題研究」については、教授 30 名、准教授 18 名及び講師 1 名が配置され、原則として、実務家教員 6 名（又は附属学校園からの非常勤講師）のうち少なくとも 1 名と研究者教員がペア又はグループを組んで指導に当たっている。なお、特別支援教育実践高度化コースについては、専門内容を踏まえて実務家教員に代えて実践的活動についての高い専門性を有している研究者教員が指導に当たっている。学校教育実践高度化コースの専門科目は、主として熊本県・市の退職教員（シニア教授）4 名が、教科教育実践高度化コースの専門科目については、主として熊本県・市教育委員会との人事交流による教授、准教授各 1 名が、特別支援教育実践高度化コースの専門科目については、研究者教員のほかに、主として附属特別支援学校からの非常勤講師がそれぞれ指導に加わっている。さらに、教

育の国際化実践高度化コースには、令和6年度に公募によって教員を1人採用し、コースの専門科目として、イマージョン教育と外国語コミュニケーション科目の担当をしている。また、すべてのコースの共通科目では、実務家教員6人（熊本市教育委員会、熊本県教育委員会からの交流人事の2名を含む。）が、研究者教員とともにチームティーティングとして教育に当たっている。

《必要な資料・データ等》

- ・基礎データ1 現況表
- ・基礎データ2 専任教員個別表
- ・基礎データ3 専任教員の教育・研究業績

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学教員の採用及び昇任は、国立大学法人熊本大学教育職員選考規則（資料77）に基づき行われ、選考の基準については国立大学法人熊本大学教員選考基準（資料78）に定められている。また、本教職大学院教員の採用及び昇任に関しては、全学の規則及び基準を踏まえて、熊本大学大学院教育学研究科教育職員選考規則（資料79）、教育学部及び教育学研究科の教員選考基準（資料80）を制定し、研究者教員、実務家教員の別に、必要な経験年数、教育・研究業績等、具体的な基準を定めている。選考方法は、上述の規則等に基づき行い、原則として、①教育学研究科教授会に選考委員会を設置し、公募要領を作成し公募を行い、②選考委員会で応募者について書類審査を行い、面接等により、人格、学歴、職歴、業績等確認の上、候補者を選考し、③候補者を教授会に報告し、教授会において候補適任者を決定し、学長に報告し、決定される。

なお、実務家教員に関しては、熊本県・熊本市教育委員会との人事交流に関する覚書（資料81、82）に基づき、綿密な連携の下、優秀な教員を確保するとともに、熊本県・熊本市の公立学校や教育委員会において管理職の勤務経験を有する退職者をシニア教員として採用している。

また、国立大学法人熊本大学教員業績評価要項（資料83）及び国立大学法人熊本大学年俸制適用職員業績評価要項（資料84）に基づき、教員の教育、研究、管理運営、連携協働について、業績に基づく評価を毎年1回組織的に実施している。各教員は、新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）（資料85）及び新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）の取り扱いに関する申し合わせ（資料86）に基づき自己評価を行い、人事・業績評価委員会の議を経て評価が決定され、この評価結果に基づき、学長が大学戦略会議を経て業績評価区分を決定し、教員の給与処遇にも反映している。年俸制の適用を受ける本教職大学院の教員の割合は約41%であり、今後新規に採用される教員には年俸制が適用されるが、業績評価は月給制の教員も含めて行っており、教職教育、文系、理系、生命系等多様な人材から構成される本教職大学院の教員が公平感を持てる制度により運用することで、教育・研究、社会貢献活動のインセンティブになっている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料77_国立大学法人熊本大学教育職員選考規則
- ・ 資料78_国立大学法人熊本大学教員選考基準
- ・ 資料79_熊本大学大学院教育学研究科教育職員選考規則
- ・ 資料80_教育学部及び教育学研究科の教員選考基準
- ・ 資料81_人事交流に関する覚書【熊本県教育委員会】

- ・ 資料 82_人事交流に関する覚書【熊本市教育委員会】
- ・ 資料 83_国立大学法人熊本大学教員業績評価要項
- ・ 資料 84_国立大学法人熊本大学年俸制適用職員業績評価要項
- ・ 資料 85_新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）
- ・ 資料 86_新たな教員年俸制に係る業績評価基準（教育学部・教育学研究科）の取り扱いに関する申し合わせ

観点 6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数については、文部科学省高等教育局からの平成 30 年 3 月 30 日付事務連絡により、「学部と教職大学院との一貫性ある教育を促進する観点」からその上限が撤廃された。教職大学院の専任教員を学部学科段階の専任教員として充て、専任教員が学部教育に参画することにより、教職大学院と学部との一貫性を持たせている。本教職大学院は、必要専任教員数を大きく上回る専任教員を配置しており、学生の多様なニーズに応え得る教育体制の充実を図るとともに、拡充により増加した授業科目や併任により担当する教育学部開講の授業科目の担当を減少させる等、個々の専任教員の負担を減らすことができ、教育研究の質の向上に寄与している。授業は、研究者教員と実務家教員がペア又はグループを組んで担当し、教員個人にかかる授業負担を協働的・集団的に分散している（基礎データ 2）。また、各学生に対して 1 年次から配置する担当教員は極力複数名（資料 87）とし、負担に偏りが無いよう配慮している。学生の学修計画や所有する免許の教科種等の関係上、年度によっては開講科目がない、あるいは少ない教員もいるが、教育学研究科教授会において、入試、教務、厚生・就職、管理・運営等に係る教授会での審議を行うほか、教育実践研究科目の指導方針（資料 88）等本教職大学院の運営に必要な事項の周知を専任教員全員に行い、一体感を持った運営に取り組んでいる。

《必要な資料・データ等》

- ・ 基礎データ 2 専任教員個別表
- ・ 資料 87_令和 6 年度教育実践研究計画（令和 6 年 4 月現在）
- ・ 資料 88_教育実践研究 I、II、III の指導方針

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、また F D に取り組んでいること。

観点 6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における教育活動に関する研究活動は、学校における実践研究について、教育と研究が一体となった組織的な活動として行っている。平成 29 年度に本教職大学院を設置して以来、熊本県・市教育委員会、県内小中学校と連携し、熊本県内の管理職をはじめとする教員が参加する熊本大学教職大学院教育実践フォーラム（前掲資料 44）を実施しており、学生や修了生である現職教員が具体的な研究成果や教育実践について報告することとあわせて、教員養成の在り方について議論を交わし、教育現場との協力体制を強化している。

ICT 教育については、本教職大学院情報教育研修会の企画により、義務教育諸学校の教職員等を対象にした研修を開催し、ICT を活用した授業開発等高度な教育実践力を支える研究力・開発力を、本教職大学院の教育研究成果に基づき養成しており、現職教員学生も数名参加している（前掲資料 55）。このほかにも、教員が教育学部・

教育学研究科研究・教育活動推進委員会が主催する授業経験交流会や教育・研究交流会（資料 89）に参加し、教員の教育研究の成果・経過を発表し協議を行い、教員間における教育研究の交流及び研究知見の共有を図っている。

また、修了生による教職大学院研究大会での研究発表も行われている。（令和 6 年度「道徳科を核としたカリキュラムマネジメント」）（資料 90）また、令和 6 年度日本教育大学協会研究集会（令和 6 年度 9 月 28 日 当番校群馬大学）において、「シリコンアイランド九州の中心で外国人材受け入れ・共生をささえる教員等養成・研修プログラム@教職大学院」とポストコロナの GIGA スクールに照準を合わせた「教師が育つ校内研修・授業研究モデルの開発及び普及」の研究発表（資料 91）が行われ、本教職大学院での学びや研究を学校現場での実践に還元したことの具体的な事例として高く評価されている。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 89_2024 年度教育研究交流会
- ・ 資料 90_令和 6 年度教育大学協会研究集会「実践研究成果発表」
- ・ 資料 91_令和 6 年度日本教育大学協会研究集会「研究発表」

観点 6-2-2 教職員の協働による F D の活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

熊本大学における F D 活動は、熊本大学 F D 憲章（資料 92）の理念の下、大学教育統括管理運営機構、全学のファカルティ・ディベロップメント委員会と各部局が連携して行っている。新任・転任教員に対しては、全学的に新任・転任教員等教育研修会（資料 93）を実施し、本学における F D 活動について説明を行っている。

平成 30 年 4 月に、教員組織が教育学部から大学院教育学研究科及び分属先の大学院研究部（大学院人文社会科学部、大学院先端科学研究部、大学院生命科学研究部）に変更されて以来、本教職大学院の F D 活動は、教育学部と一体となって取り組んでいる。さらに、実務家教員も含めた専任教員が、本教職大学院における授業・連携の実践報告を行い、修士課程や学士課程担当の研究者教員と情報を共有し、意見交換も行う場も設けている（資料 94）。その後も、本教職大学院の実務家教員が実践報告を行い、研究者教員との交流・連携を深めている。また、教育・研究活動推進委員会（前掲資料 75）の主導で、様々な機会を活用し、以下の取組を行い、個々の教員への啓発を行っている。

- ・ ファカルティ・ディベロップメント委員会が実施する授業改善アンケートの集計結果を分析し、優れている点・改善を要する点等の分析結果を教授会等で周知している（資料 95）。
- ・ シラバスは、学生の学修を促すため、大学教育統括管理運営機構が作成した全学的な基準（前掲資料 32）に則って作成しているが、シラバスの水準を保つため、全教員につき 1 科目のシラバスを選定・集約し、WG による点検作業を行うシラバスチェックを実施し、学生に対するアンケートの結果、評価が非常に高い、あるいは評価が著しく高まった授業の実施方法等について報告書にまとめて全教員に提示している（資料 96）。
- ・ 複数の講座を対象に授業参観及びその後の協議を行い、今後の授業改善に資するため、その結果を報告書にとりまとめているほか、学校現場との連携に関するアンケートの実施結果の分析、令和 6 年度実施アンケートの内容、方法について検討を行っている（資料 97）。
- ・ 毎年、テーマ（例：アクティブ・ラーニング、ICT 活用等）を決めて F D 研修会も実施しており、専門分野を超えた授業実践の工夫に関する情報交換・意見交換を行っている（資料 98）。

教育学部・教育学研究科の教育活動と研究活動の現状把握と活性化に向けて、専門分野を超えた交流を

目的に、教育・研究活動交流会を開催しており、令和6年度は合理的配慮とその対応実践をテーマに実施した（前掲資料89）。

このほか、令和5年9月21日には令和5年度教職大学院SD/FD研修会を開催し、教員と事務職員等が連携して「教員養成フラッグシップ大学の取組と教職大学院改革」をテーマに実施（資料99）しており、さらに事務職員のための研修も実施（資料100）している。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料92_熊本大学FD憲章
- ・ 資料93_令和6・7年度新任・転任教員等教育研修会の開催について(ご案内)
- ・ 資料94_熊本大学教職大学院情報教育研修会のご案内
- ・ 資料95_2023年度授業改善のためのアンケート実施報告書
- ・ 資料96_令和6年度シラバスチェック実施報告書
- ・ 資料97_令和6年度各部局におけるFD活動報告書等【抜粋】
- ・ 資料98_令和6年度FD活動年間実施状況報告
- ・ 資料99_令和5年度教職大学院SD/FD研修会
- ・ 資料100_熊本大学職員研修実施状況

観点6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

管理運営のための事務組織として、人社・教育系事務課が担っており、教育学部を含めた本教職大学院の事務を、人社・教育系事務課長、人社・教育系事務課教育学事務チーム副課長の統括の下、会議、教員人事、自己点検・評価等については総務担当7名、教務、入試等については教務担当8名、予算、施設設備については経理担当2名が連携して事務支援を行っている。また、技術部所属の技術職員3名が教育学部棟に常駐しており、情報環境の整備やICT機器を活用した授業について技術支援を行っている。重要事項を審議する運営会議は、研究科長以下各教員のほか、人社・教育系事務課長を構成員として、教員と事務職員とが連携しながら教職大学院を運営している（前掲資料75）。令和5年9月21日には令和5年度教職大学院SD/FD研修会を開催し、教員と事務職員等が連携して「教員養成フラッグシップ大学の取組と教職大学院改革」をテーマに実施した（前掲資料99）。本研修会は、令和4年度「教員研修高度化支援 教員研修の高度化に資するモデル開発事業」に採択されたことを受け、「教員養成フラッグシップ大学」の取組と教職大学院改革を推進している東京学芸大学から講師を招き、対面とオンラインのハイブリッド形式にて開催され、59名の教職員が参加した。研究会の中で、カリキュラム改訂に対する事務職員の関わり方についての説明が行われ、受講者から大変有意義な研修会となった、との感想があった。

《必要な資料・データ等》

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 7 点検評価と情報公表

基準 7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学では、令和3年度から国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則（資料 101）に基づき、自己点検・評価を実施している。評価領域は「教育」「施設管理」「設備（ICT）」「設備（図書）」「学生支援」「入学者受入」「研究」「社会貢献」「国際」の各項目について全学的な評価を実施している。教職課程評価は令和4年度より、「教育」の領域に含まれており、令和6年度の自己点検・評価は適切に実施している旨、自己点検・評価推進責任者に報告を行った。全学の「教育」領域の所掌委員会である教育会議カリキュラム評価委員会における教育総合評価の結果、改善点等なくいずれも基準を満たしているとの判定であった（資料 102）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 101_国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則
- ・ 資料 102_令和6年度教育の内部質保証に係る教育総合評価の結果について

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、専用のウェブサイト（<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/>）を設け、教職大学院の目的・特色、入学案内や教員紹介、教育課程の案内を行い、ニューズレターとして教職大学院だより（前掲資料 13）を発行するなどして広報活動を行っている。また、本教職大学院への入学希望者に対しては、リーフレットの配布や教職大学院入試説明会を実施している（前掲資料 14）。

また、同ウェブサイトにおいて、本教職大学院の特長をアピールする目的で、「教職大学院の学び～ストレートマスター座談会～」として、実務家教員と研究科教員の協働による学びのサポートや熊本県・熊本市教育委員会から派遣された現職教員学生との「刺激しながら学びを深める」といった大学院生の生の声を動画で公開している。

これらの直接的な情報提供、情報発信以外に、本教職大学院を中心に開始された地域の教育現場に対する支援が、結果として本教職大学院に対する評価と期待を高め、現職教員の派遣希望や学部学生の進学希望を増やすことにつながっていると考えられる。具体的な取組の例としては、①熊本市の教育情報化推進のための産学官連携（モデルカリキュラム開発及び研修プログラム開発）、②南九州プラットフォーム（本学と鹿児島大学で設立）を通じた大学院レベルの教員研修の提供（前掲資料 57）、③新学習指導要領への対応（カリキュラム・マネジメントの具体的な進め方）等に関する研修会の開催、などがある。

外国人留学生の数の情報公表の取組状況としては、従前より、正規の学部生大学院生に加えて、科目等履修生、特別聴講学生などカテゴリ別で出身国毎の留学生数を公表している（資料 103）。

標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関する情報公表の取組状況としては、従前より、修業年限期間に卒業・修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数を公表している（資料 104）。

《必要な資料・データ等》

- ・ 資料 103_令和 6 年度出身地域別・国別外国人留学生数
- ・ 資料 104_令和 5 年度修業年限期間に修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数

(基準の達成状況についての自己評価：A)

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項 (チェック式等により確認する事項)

	チェック欄 (該当 <input checked="" type="checkbox"/>)	(上段) 項目 (下段) 根拠法令等	評価基準 観点等	根拠資料等
1	<input checked="" type="checkbox"/>	教育課程連携協議会の設置、産業界等 (教育委員会)との連携による教育課程 の編成、実施・評価 専門職大学院設置基準第6条第3項、 第6条の2	2-1 4-1	[資料52] 熊本大学大学院教育学研究科教 職実践開発専攻(教職大学院)教育課程連 携協議会規則及び記録
2	<input checked="" type="checkbox"/>	5領域についての授業科目(共通科 目)の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関す る領域・・・ 平15年告示第53号第8条第1項	2-1	授業科目一覧 シラバス(基礎データで確認)
3	<input checked="" type="checkbox"/>	1年間又は1学期に履修科目として 登録できる単位数の上限の設定 専門職大学院設置基準第11条	2-2	熊本大学大学院教育学研究科規則
4	<input checked="" type="checkbox"/>	修了要件単位数(45単位以上) うち実習10単位以上 専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	熊本大学大学院教育学研究科規則
5	<input checked="" type="checkbox"/>	学生に対する評価及び修了の基準の 明示等 専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	[資料36] 熊本大学大学院教育学研究科学 位細則
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任教員数 平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
7	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員数に対する実務家教員 数(4割以上) 平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
8	<input checked="" type="checkbox"/>	必置実務家教員のうちみなし専任教 員の割合(3分の2の範囲内) 平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
9	<input checked="" type="checkbox"/>	みなし専任教員の業務要件 (授業担当年間4単位以上ほか) 平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
10	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員のうち教授の割合 (必置の専任教員の半数) 平15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
11	<input checked="" type="checkbox"/>	S/D研修に該当する機会の設定等 大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	[資料100] 熊本大学職員研修実施状況

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等